

平成30年度 第2回たつの市地域公共交通会議 次 第

日 時 平成30年12月10日（月）
午後2時～
場 所 揖龍広域センター2階講座室

1 開 会

2 協議事項

（1）役員の改選について

（2）コミュニティバスの利用状況及び利用者アンケート調査の実施結果について

（3）市民乗り合いタクシーの利用状況及び利用者ヒアリング調査の実施結果について

（4）播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バスの利用状況について

（5）播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バスのバス停の新設及びダイヤ改正（案）について

（6）モビリティ・マネジメント（MM）の実施結果について

① 市民乗り合いタクシー利用促進に係る地区別MMの実施結果について

② 中学生対象モビリティ・マネジメント（MM）の実施結果について

3 その他

・市民乗り合いタクシー利用者10万人達成記念セレモニーの開催について

4 閉 会

平成30年度たつの市地域公共交通会議委員名簿

No.	役員	WG委員	種 別	団 体 名 等	役 職	氏 名	備 考
1		○	市民団体代表	たつの市連合自治会	副会長	満 田 邦 弘	
2		○	市民団体代表	たつの市連合婦人会	会 計	下 房 仁 美	
3		○	市民団体代表	たつの市老人クラブ連合会	会 長	重 本 文 夫	
4			市民団体代表	たつの市観光協会	副会長	飯 田 健 人	
5			市民団体代表	たつの市商工会	副会長	金 澤 信 義	
6			市民団体代表	たつの市PTA協議会	副会長	竹 内 偉津男	
7			市民代表	公募委員（龍野）	—	栗 川 昭 夫	新規
8			市民代表	公募委員（新宮）	—	橋 本 芳 行	新規
9			市民代表	公募委員（揖保川）	—	横 家 伸 一	新規
10			市民代表	公募委員（御津）	—	塚 本 敏 昭	
11			交通事業者職員	神姫バス株式会社	姫路営業所 所長	魚 谷 観	
12		○	交通事業者職員	株式会社ウエスト神姫	取締役 業務部長	村 上 正 弘	
13			交通事業者職員	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 神戸支社	総務企画課長	秋 山 秀 則	
14			公益社団法人兵庫県バス協会の指名する者	公益社団法人 兵庫県バス協会	専務理事	中 澤 秀 明	
15		○	交通事業者職員兼一般社団法人兵庫県タクシー協会の指名する者	一般社団法人 兵庫県タクシー協会 (株式会社 龍野タクシー)	西播支部長 (代表取締役社長)	熊 渕 秀 夫	
16			一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の指名する者	神姫バス労働組合	副執行委員長	濱 田 崇 広	新規
17			国土交通省近畿運輸局神戸運輸監理部兵庫陸運部長の指名する者	国土交通省神戸運輸監理部 兵庫陸運部	首席運輸 企画専門官	岩 野 住 之	
18			国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長の指名する者	国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	道路管理 第二課長	竹 内 浩 二	
19			兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所長の指名する者	兵庫県西播磨県民局 龍野土木事務所	所 長	谷 口 徳 男	
20			兵庫県関係行政機関職員	兵庫県西播磨県民局 光都土木事務所	所長補佐	谷 垣 博 司	
21			兵庫県たつの警察署長の指名する者	たつの警察署	交通課長	北 村 正 彦	
22			交通会議の運営に必要と認める者	たつの市議会	経済建設 常任委員会 委員長	高 岸 博 之	
23			たつの市関係機関職員	たつの市	副市長	井 上 彰 悟	
24			たつの市関係機関職員	たつの市健康福祉部	部 長	小 谷 真 也	
25			たつの市関係機関職員	たつの市都市建設部	部 長	梶 本 秀 人	

(順不同)

役員の改選について

たつの市地域公共交通会議の委員の改選があったので、本会議規約第5条の規定により、役員を選出する。

役 職	氏 名	団 体 名
会 長		
副 会 長		
監 事		
監 事		

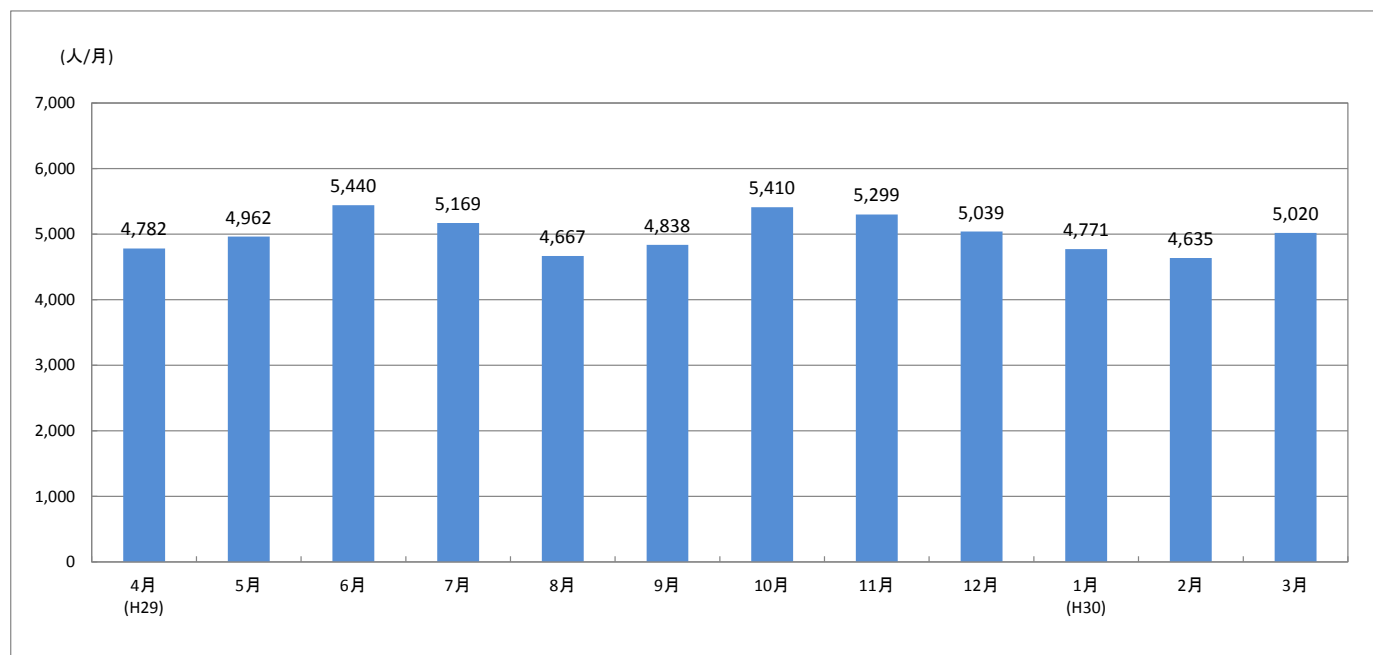
コミュニティバスの利用状況について
(平成 30 年 10 月末時点)

(1) 月別乗車人数

年 月		運行日数 (日)	乗車人数 (人)	1日平均 乗車人数 (人)	1便平均 乗車人数 (人)	ICカード 利用人数 (人)	ICカード 利用率 (%)
H28 (19便)	1月(1/10～)	19	3,205	168.7	8.9	－	－
	2月	23	3,998	173.8	9.1	－	－
	3月	26	4,510	173.5	9.1	－	－
	年度計	68	11,713	172.3	9.1	－	－
H29 (19便)	4月	24	4,782	199.3	10.5	－	－
	5月	24	4,962	206.8	10.9	－	－
	6月	26	5,440	209.2	11.0	－	－
	7月	25	5,169	206.8	10.9	－	－
	8月	26	4,667	179.5	9.4	－	－
	9月	24	4,838	201.6	10.6	－	－
	10月	25	5,410	216.4	11.4	653	12.1
	11月	24	5,299	220.8	11.6	675	12.7
	12月	23	5,039	219.1	11.5	689	13.7
	1月	23	4,771	207.4	10.9	733	15.4
	2月	23	4,635	201.5	10.6	659	14.2
	3月	26	5,020	193.1	10.2	613	12.2
	年度計	293	60,032	204.9	10.8	4,022	13.3
H30 (19便)	4月	24	4,905	204.4	10.8	958	19.5
	5月	24	5,501	229.2	12.1	1,210	22.0
	6月	26	5,832	224.3	11.8	1,189	20.4
	7月	25	5,371	214.8	11.3	1,180	22.0
	8月	26	4,914	189.0	9.9	914	18.6
	9月	23	4,831	210.0	11.1	1,005	20.8
	10月	26	6,018	231.5	12.2	1,482	24.6
	年度計	174	37,372	214.8	11.3	7,938	21.2
参考: H27(13便)		294	41,673	141.7	10.9	－	－

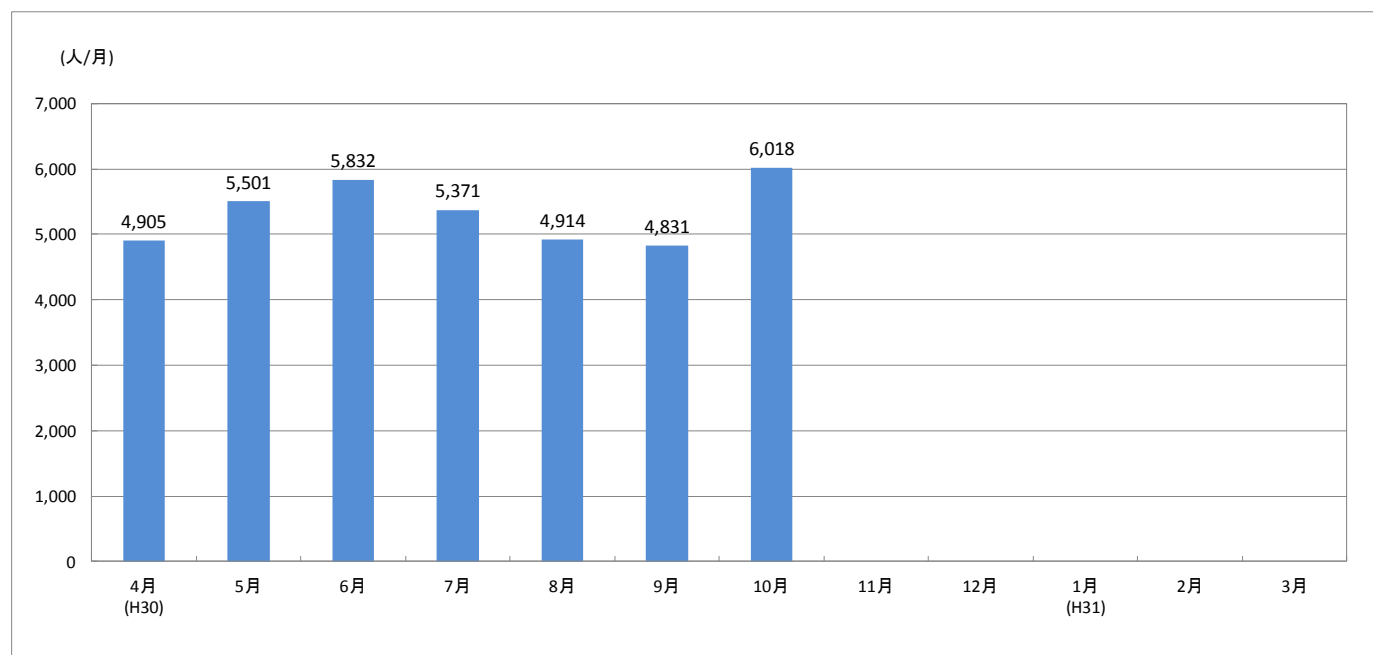
(2) 月別乗車人数の推移

平成 29 年度



集計対象期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の 293 日間

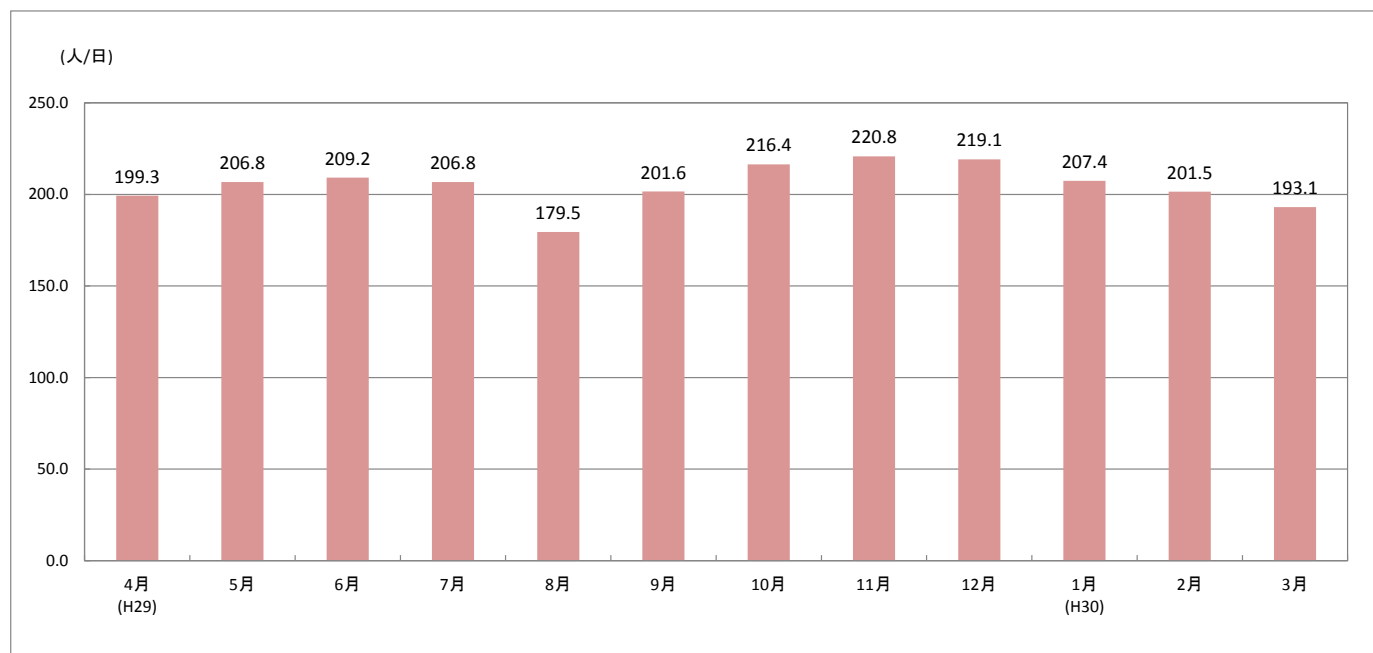
平成 30 年度



集計対象期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日の 174 日間

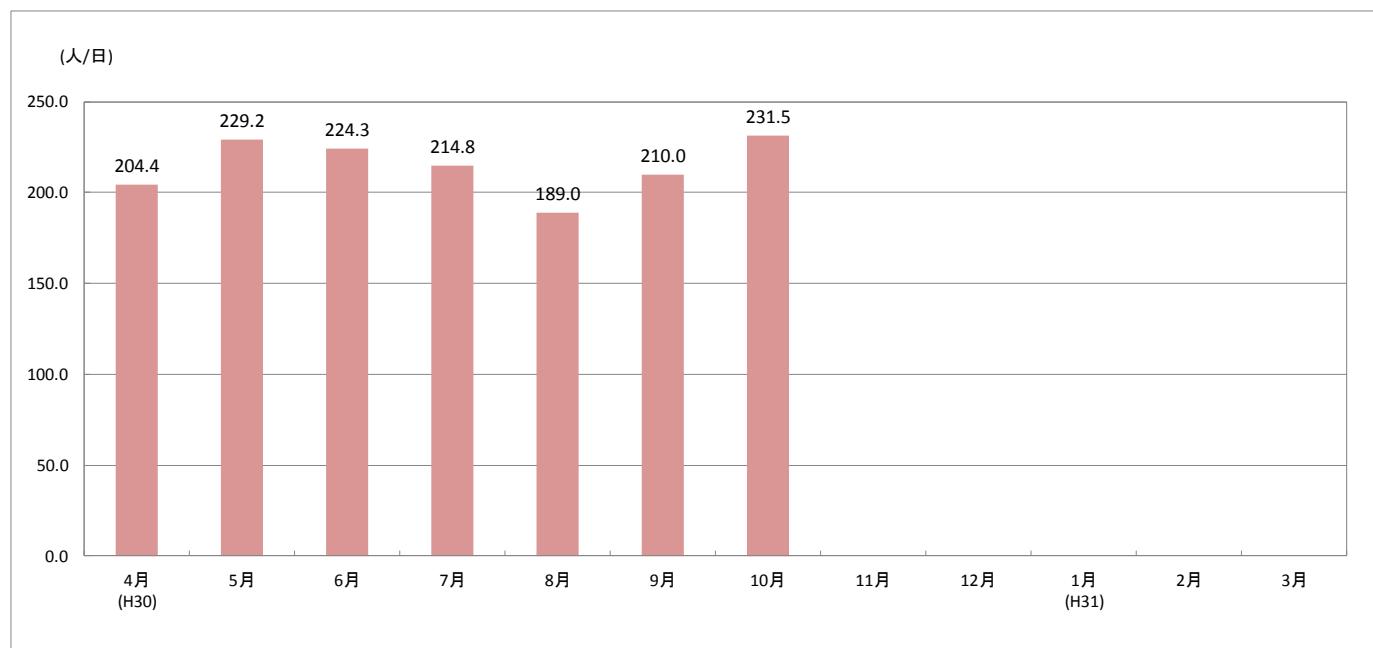
(3) 月別 1 日平均乗車人数の推移

平成 29 年度



集計対象期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の 293 日間

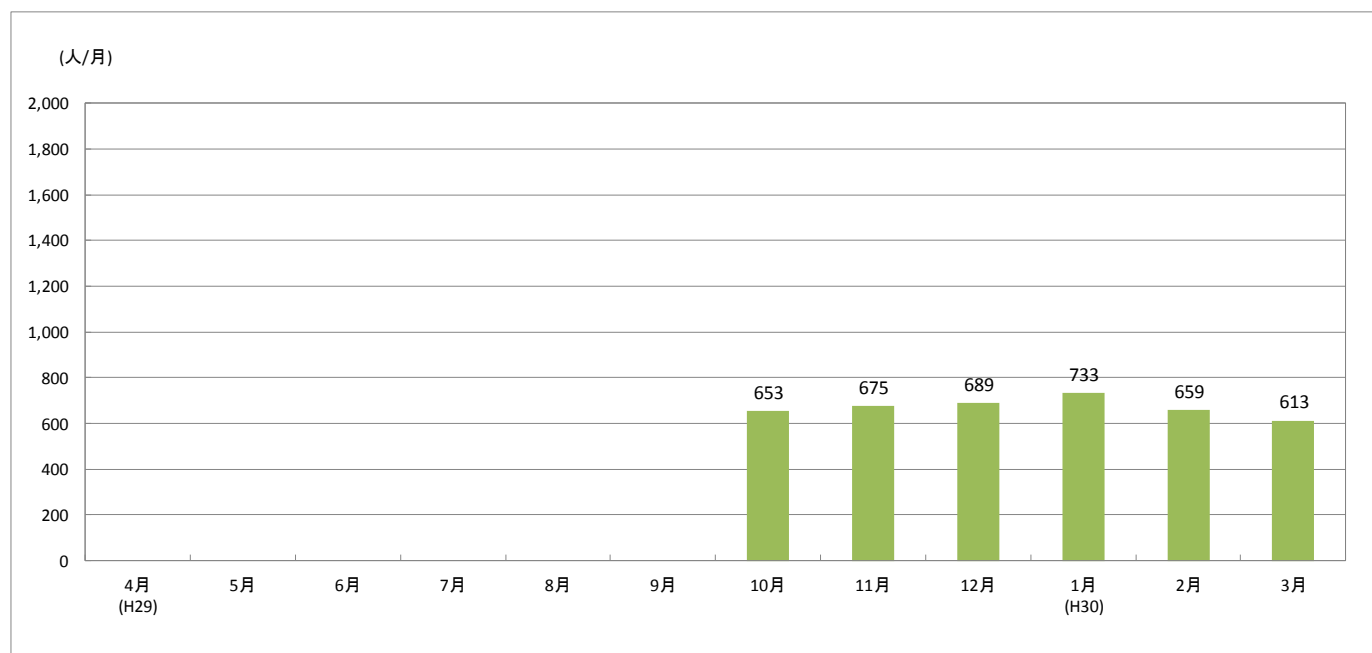
平成 30 年度



集計対象期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日の 174 日間

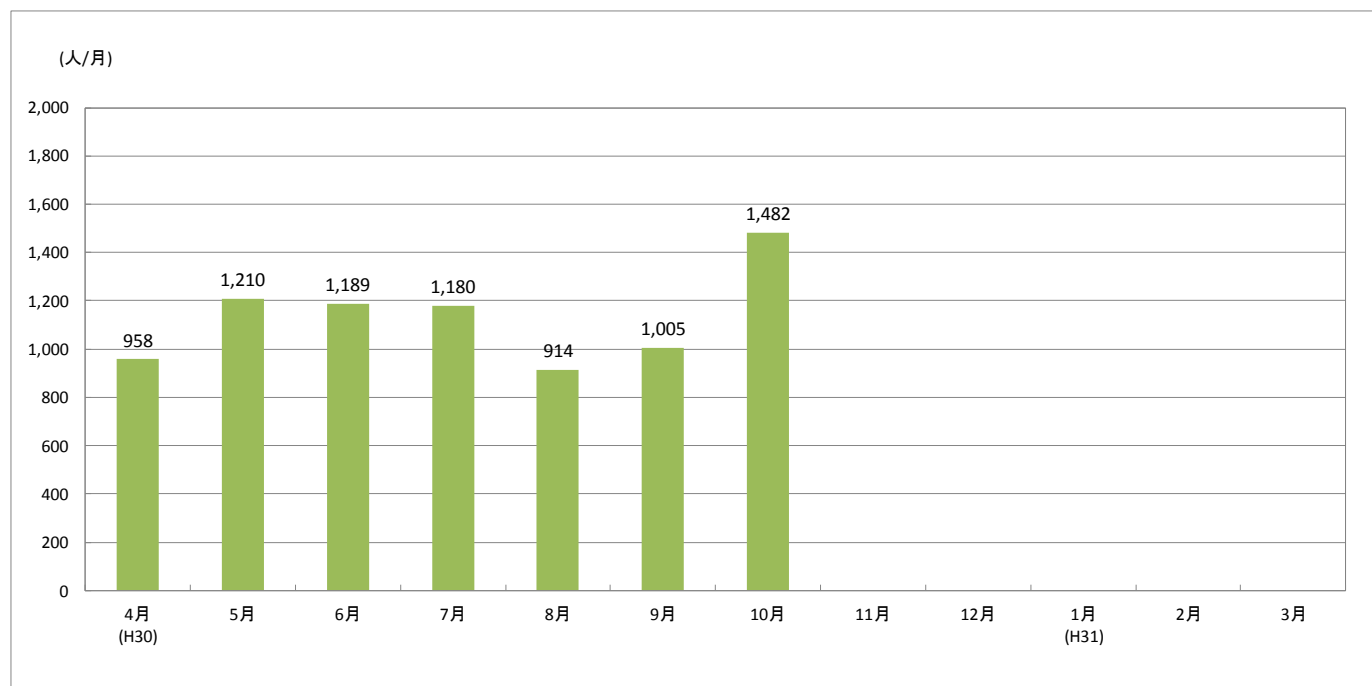
(4) 月別 IC カード利用者数の推移

平成 29 年度



集計対象期間：平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の 144 日間

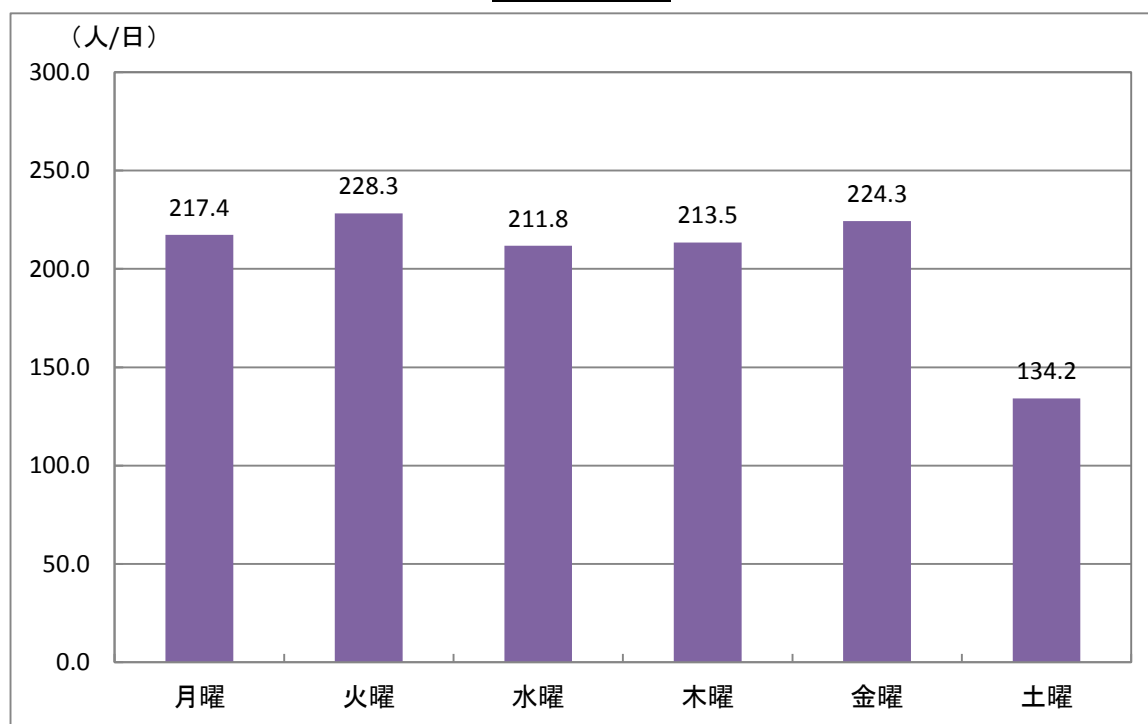
平成 30 年度



集計対象期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日の 174 日間

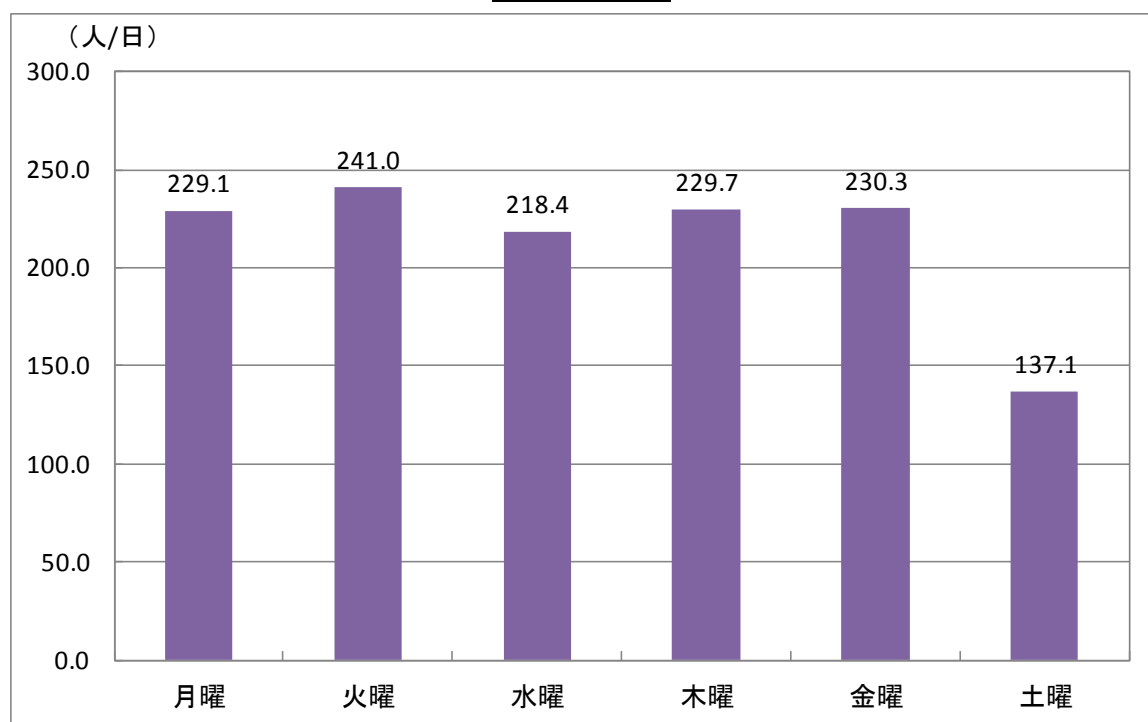
(5) 曜日別 1 日当たり利用者数

平成 29 年度



集計対象期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の 293 日間

平成 30 年度



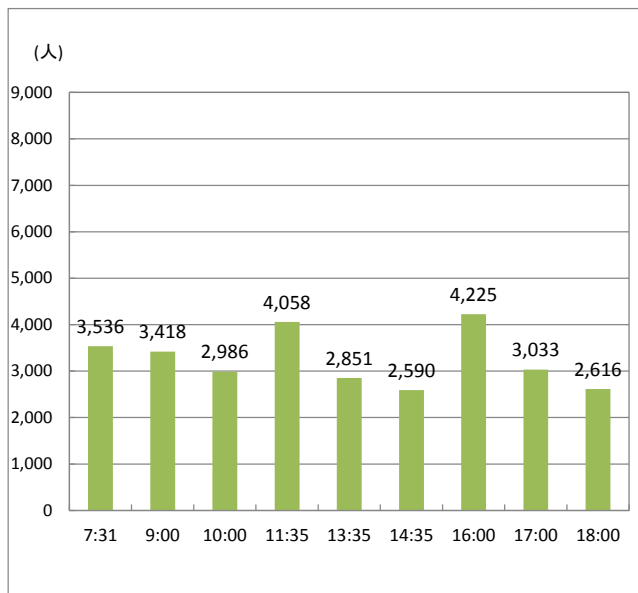
集計対象期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日の 174 日間

(6) 便別乗車人数

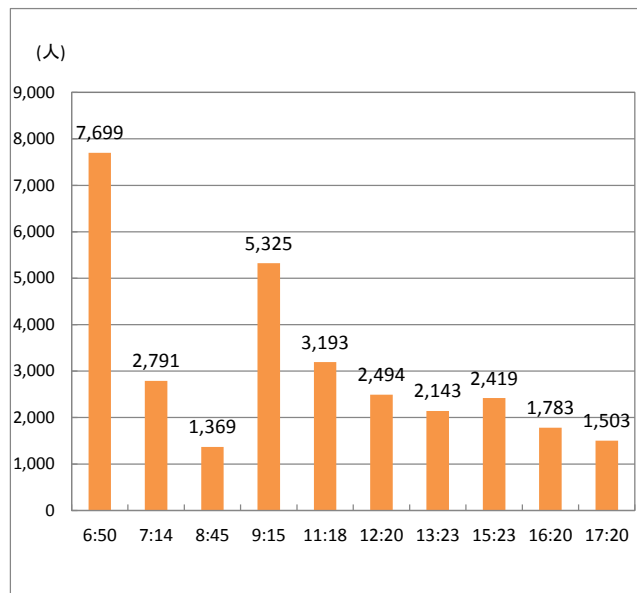
【 便別乗車人数 】

平成 29 年度

(しんぐう総合センター ⇒ 新舞子)



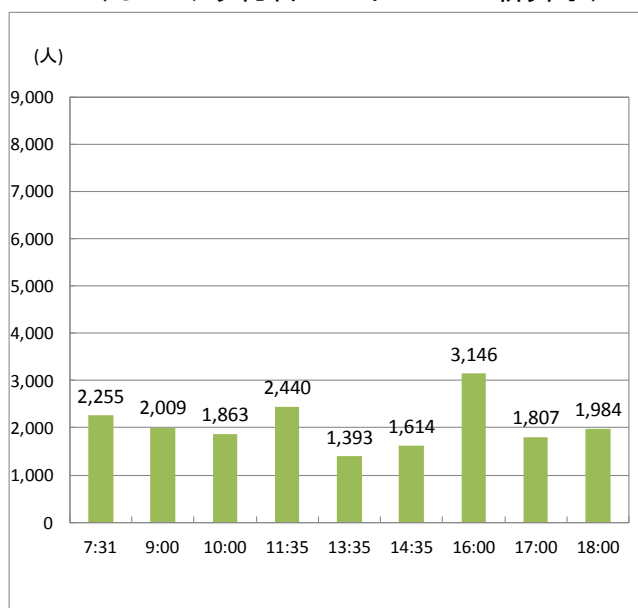
(新舞子 ⇒ しんぐう総合センター)



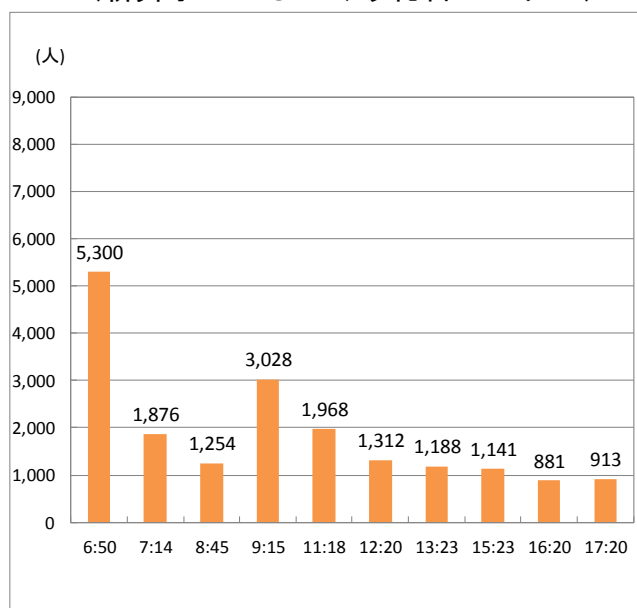
集計対象期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の 293 日間

平成 30 年度

(しんぐう総合センター ⇒ 新舞子)



(新舞子 ⇒ しんぐう総合センター)

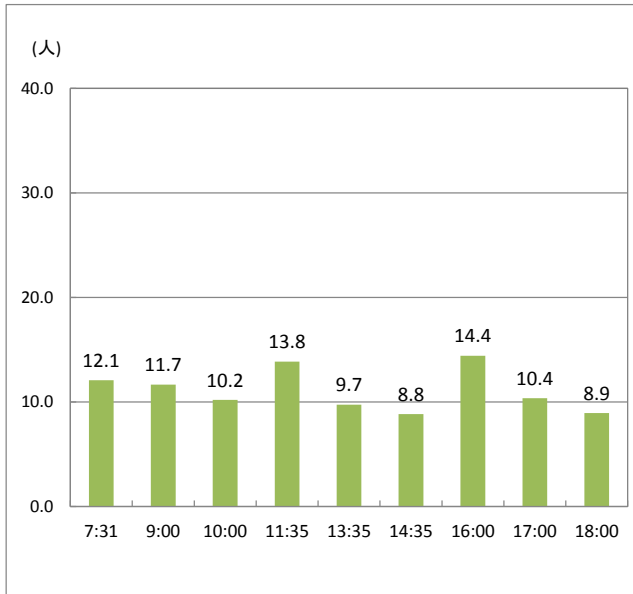


集計対象期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日の 174 日間

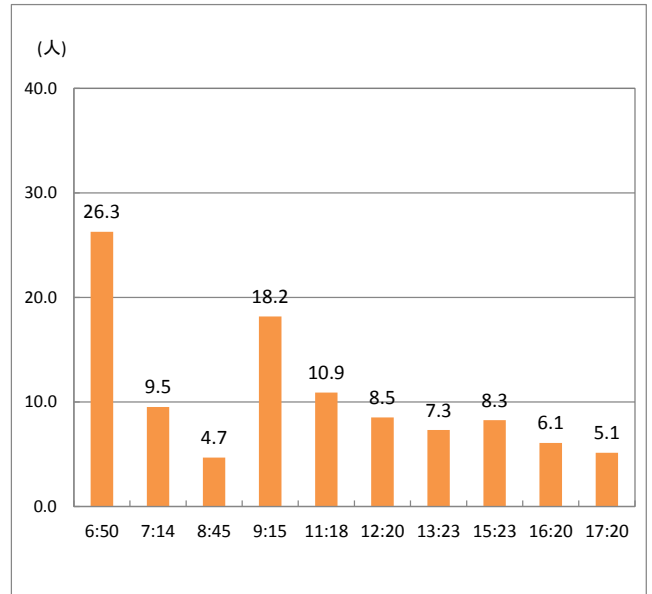
【 1 便平均乗車人数 】

平成 29 年度

(しんぐう総合センター ⇒ 新舞子)



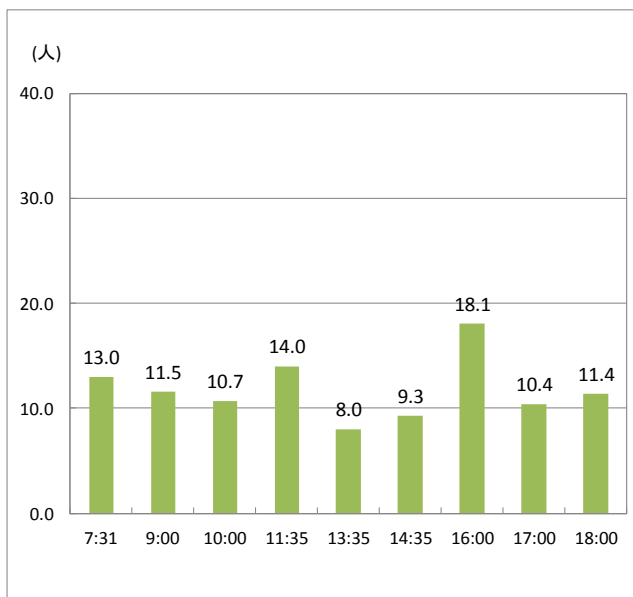
(新舞子 ⇒ しんぐう総合センター)



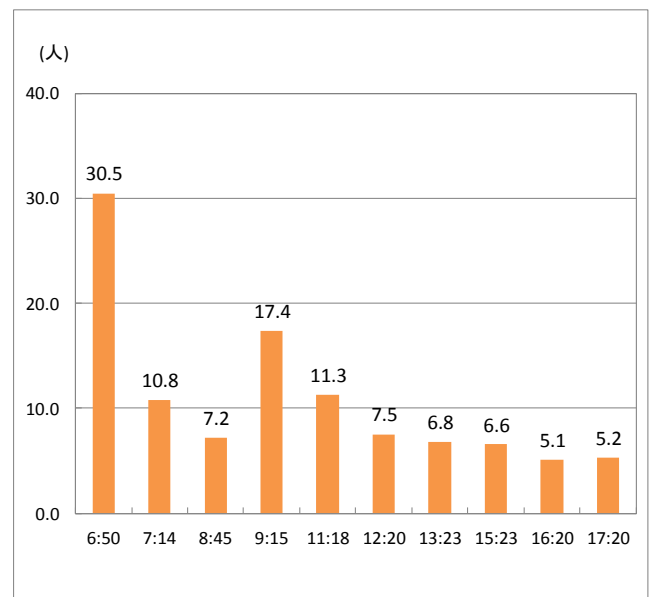
集計対象期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の 293 日間

平成 30 年度

(しんぐう総合センター ⇒ 新舞子)



(新舞子 ⇒ しんぐう総合センター)



集計対象期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日の 174 日間

(7) バス停別乗車・降車人数（上位 15 箇所）

平成 29 年度

【乗車バス停】 (人/年)			【降車バス停】 (人/年)		
順位	バス停名	乗車人数	順位	バス停名	降車人数
1	竜野駅	7,625	1	竜野駅	8,042
2	本竜野駅	7,167	2	本竜野駅	6,455
3	播磨新宮駅	5,109	3	日山	4,660
4	日山	3,260	4	龍野北高校	3,447
5	市民病院	2,715	5	播磨新宮駅	3,146
6	島田南	2,038	6	市民病院	2,454
7	新町	1,784	7	市役所前	2,308
8	中島郵便局	1,374	8	新町	2,048
9	市役所前	1,316	9	島田南	1,914
10	御津小学校	1,254	10	堂本	1,523
11	堂本	1,245	11	東鯨崎南	1,227
12	しんぐう総合センター	1,206	12	中島郵便局	991
13	御津文化センター	1,157	13	御津小学校	987
14	龍野北高校	1,114	14	船渡	978
15	山津屋南	1,088	15	御津文化センター	952

集計対象期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の 293 日間

平成 30 年度

【乗車バス停】 (人/年)			【降車バス停】 (人/年)		
順位	バス停名	乗車人数	順位	バス停名	降車人数
1	竜野駅	4,855	1	竜野駅	5,758
2	本竜野駅	4,700	2	本竜野駅	4,142
3	播磨新宮駅	3,098	3	日山	2,594
4	日山	2,168	4	龍野北高校	2,309
5	市民病院	1,662	5	播磨新宮駅	1,658
6	島田南	1,380	6	新町	1,637
7	新町	1,220	7	市民病院	1,622
8	御津文化センター	1,049	8	市役所前	1,536
9	市役所前	817	9	島田南	1,080
10	西釜屋	798	10	堂本	949
11	御津小学校	796	11	御津文化センター	667
12	しんぐう総合センター	733	12	船渡	667
13	龍野北高校	708	13	越部	620
14	越部コミセン前	702	14	御津小学校	582
15	山津屋南	685	15	山津屋南	580

集計対象期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日の 174 日間

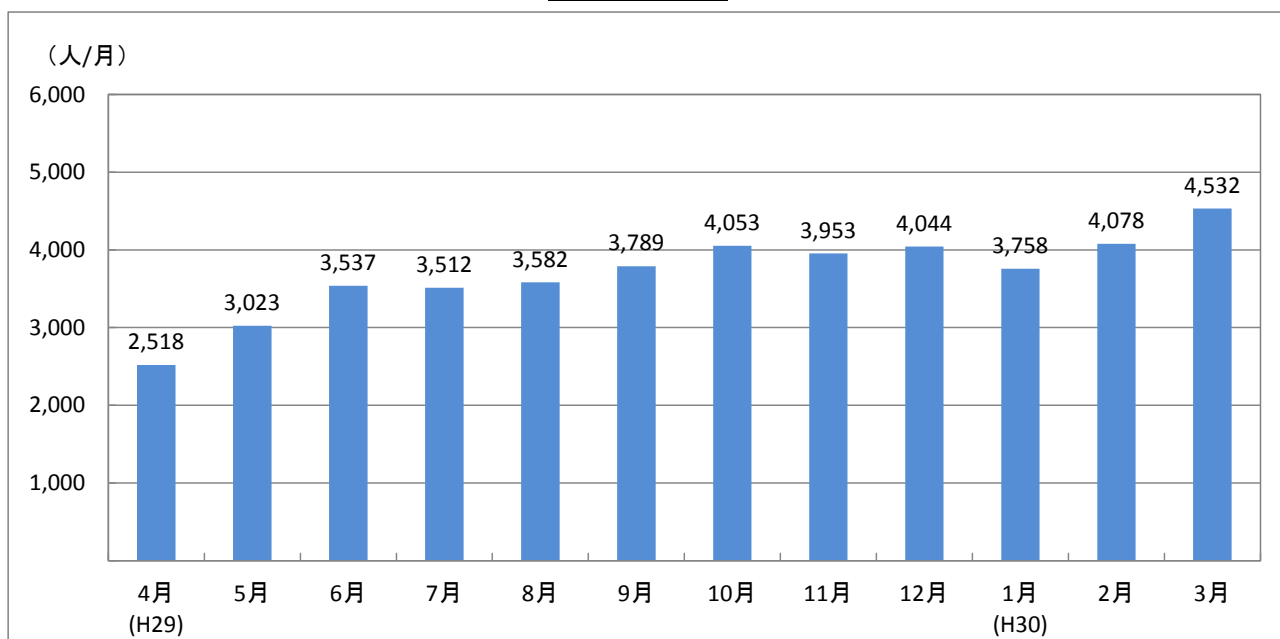
市民乗り合いタクシーの利用状況について
(平成 30 年 10 月末時点)

(1) 月別・区域別利用者数

		年月		運行 日数 (日)	居住地別利用者数(人/月)							1日平均 利用者数 (人)
					新宮	龍野東	龍野西	揖保川	御津	市外	合計	
H 28 年度	先行 運行	H29	1月	19	342	4	0	0	344	9	699	36.8
			2月	23	568	4	0	0	451	21	1,044	45.4
			3月	26	580	4	0	0	493	24	1,101	42.3
		年度計		68	1,490	12	0	0	1,288	54	2,844	41.8
H 29 年度	本格 運行	H29	4月	24	796	528	470	122	569	33	2,518	104.9
			5月	24	829	764	620	178	618	14	3,023	126.0
			6月	26	1,025	923	721	266	600	2	3,537	136.0
			7月	25	786	966	827	301	617	15	3,512	140.5
			8月	26	692	994	1,017	228	644	7	3,582	137.8
			9月	24	865	1,062	915	295	645	7	3,789	157.9
			10月	25	892	1,173	982	338	664	4	4,053	162.1
			11月	24	953	1,089	944	356	605	6	3,953	164.7
			12月	23	952	1,165	930	380	614	3	4,044	175.8
		H30	1月	23	892	1,090	797	372	591	16	3,758	163.4
			2月	23	884	1,262	904	378	627	23	4,078	177.3
			3月	26	961	1,437	919	487	706	22	4,532	174.3
		年度計		293	10,527	12,453	10,046	3,701	7,500	152	44,379	151.5
H 30 年度	本格 運行	H30	4月	24	935	1,346	979	499	679	16	4,454	185.6
			5月	24	1,075	1,324	1,071	545	661	10	4,686	195.3
			6月	26	1,069	1,494	1,178	534	673	17	4,965	191.0
			7月	25	961	1,441	1,180	568	723	24	4,897	195.9
			8月	26	976	1,385	1,206	541	705	21	4,834	185.9
			9月	23	917	1,232	936	530	642	11	4,268	185.6
			10月	26	1,153	1,551	1,161	642	751	25	5,283	203.2
		年度計		174	7,086	9,773	7,711	3,859	4,834	124	33,387	191.9
合計				535	19,103	22,238	17,757	7,560	13,622	330	80,610	150.7

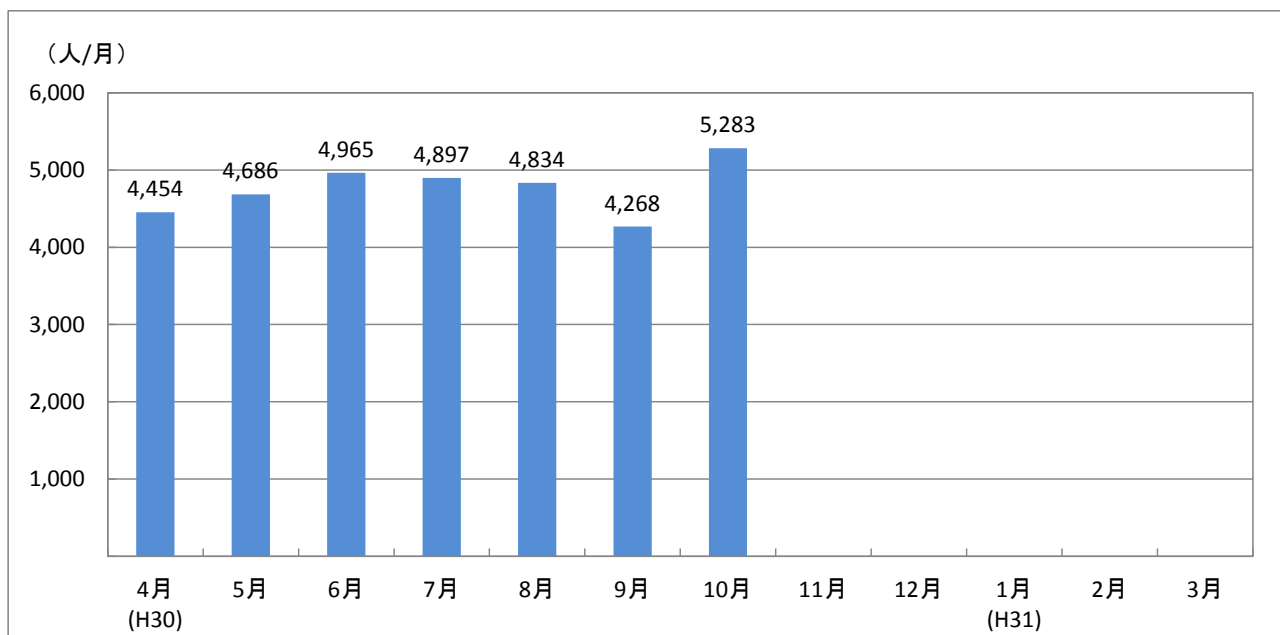
(2) 月別利用者数の推移

平成 29 年度



集計対象期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の 293 日間

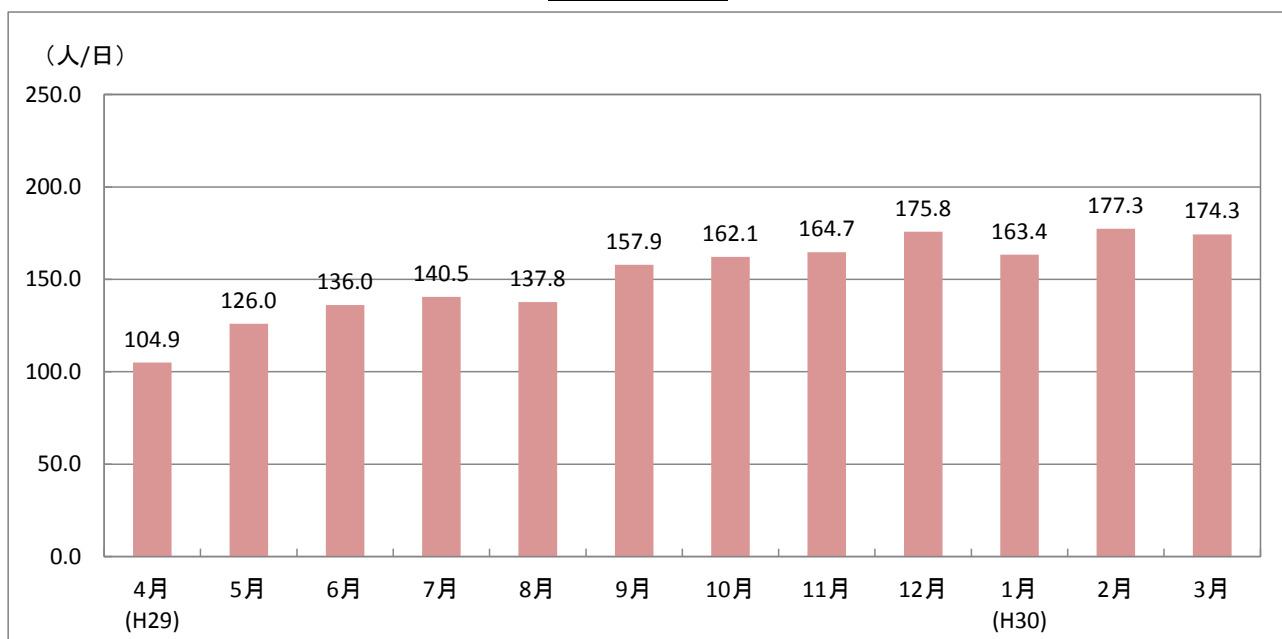
平成 30 年度



集計対象期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日の 174 日間

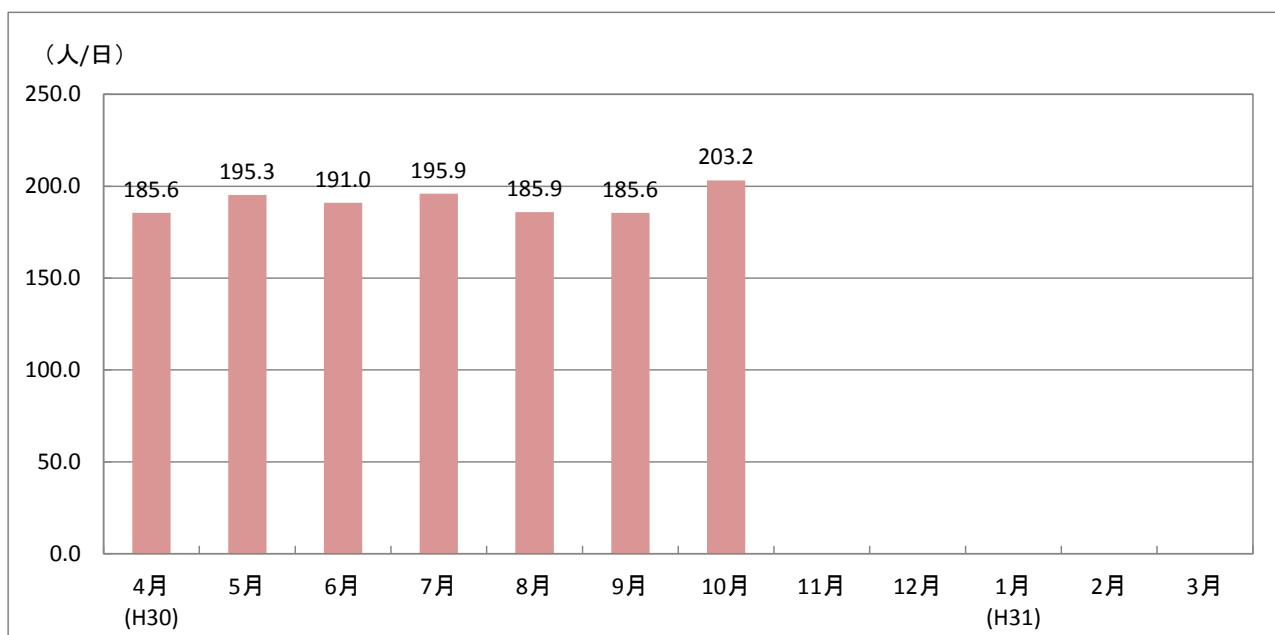
(3) 月別 1 日平均利用者数の推移

平成 29 年度



集計対象期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の 293 日間

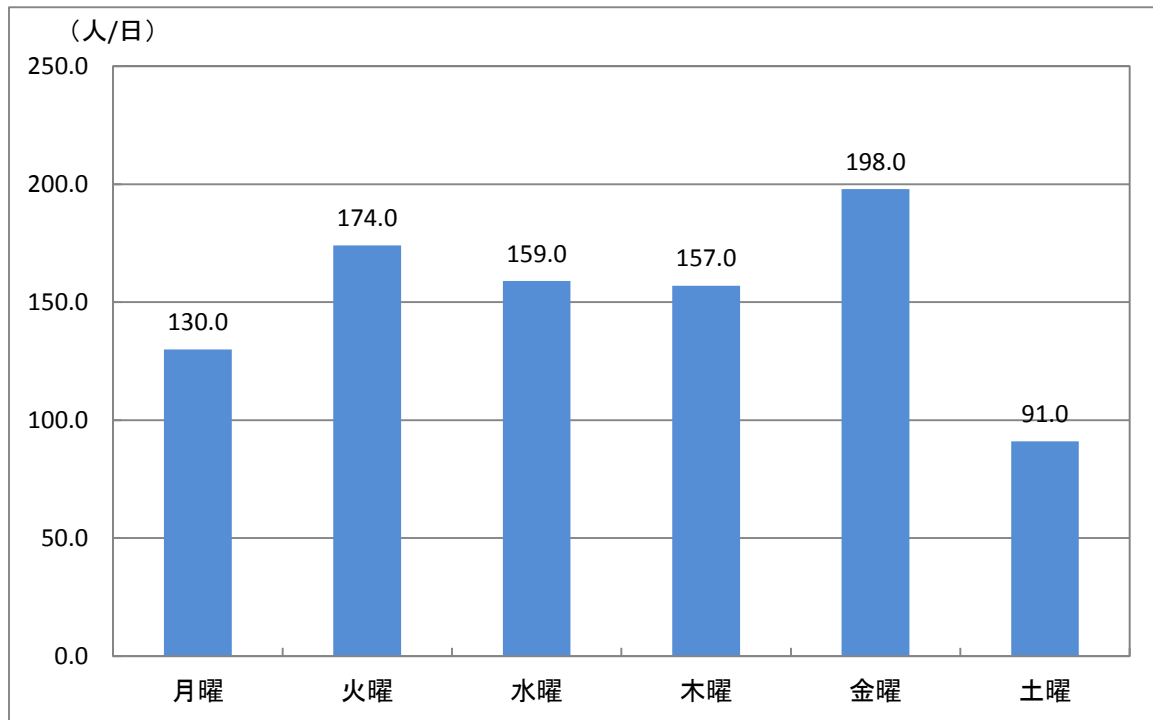
平成 30 年度



集計対象期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日の 174 日間

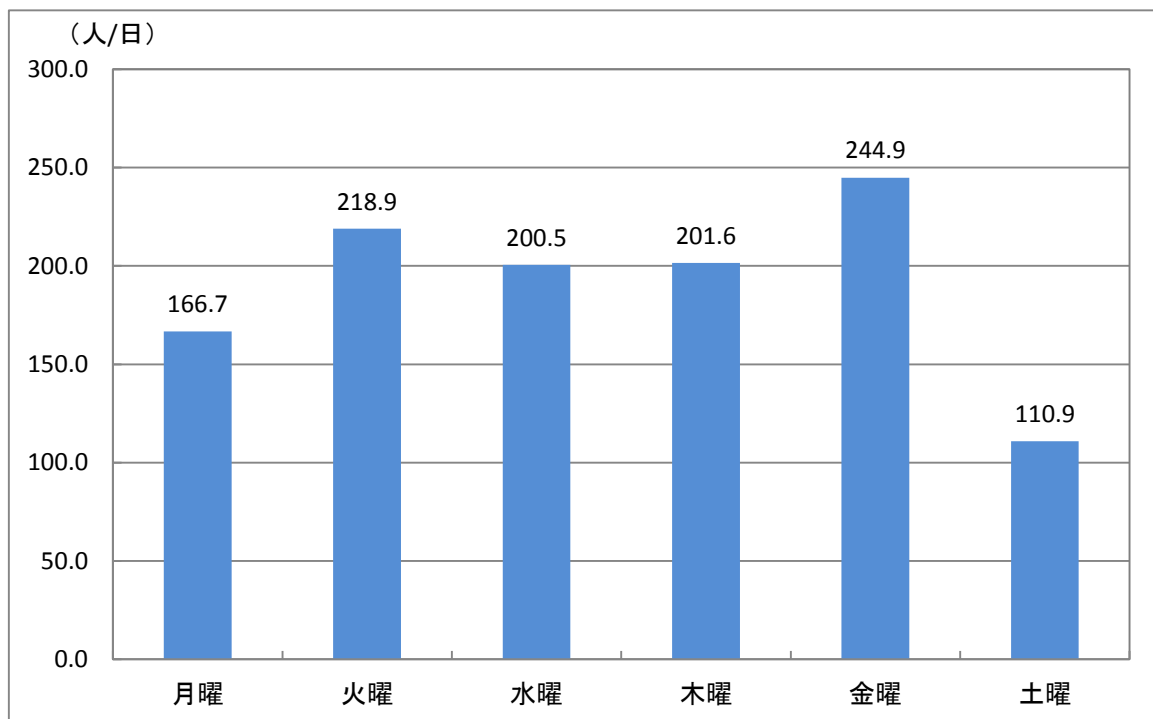
(4) 曜日別 1 日当たり利用者数

平成 29 年度



集計対象期間：平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 3 月 31 日の 292 日間

平成 30 年度



集計対象期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日の 174 日間

(5) 目的地種別利用者数

平成 29 年度

単位:人

順位	新宮		龍野東		龍野西		揖保川		御津	
	目的地種別	利用者数	目的地種別	利用者数	目的地種別	利用者数	目的地種別	利用者数	目的地種別	利用者数
①	公共施設・学校園	2,753	医療・福祉施設	3,786	医療・福祉施設	2,927	医療・福祉施設	1,024	医療・福祉施設	1,923
②	医療・福祉施設	2,258	商業施設	1,275	交通結節点	1,126	公共施設・学校園	413	交通結節点	1,338
③	交通結節点	858	公共施設・学校園	739	商業施設	1,006	商業施設	303	商業施設	476
④	商業施設	563	交通結節点	685	公共施設・学校園	733	交通結節点	222	公共施設・学校園	398
⑤	金融機関	301	金融機関	256	金融機関	233	金融機関	147	金融機関	129
	合 計	6,733	合 計	6,741	合 計	6,025	合 計	2,109	合 計	4,264

集計対象期間：平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 3 月 31 日の 292 日間

※居住地が市外の利用を除く

目的地が「自宅」の利用を除く

平成 30 年度

単位:人

順位	新宮		龍野東		龍野西		揖保川		御津	
	目的地種別	利用者数	目的地種別	利用者数	目的地種別	利用者数	目的地種別	利用者数	目的地種別	利用者数
①	医療・福祉施設	1,720	医療・福祉施設	2,918	医療・福祉施設	2,477	医療・福祉施設	1,093	医療・福祉施設	1,309
②	公共施設・学校園	1,540	商業施設	969	商業施設	834	公共施設・学校園	449	交通結節点	648
③	商業施設	502	公共施設・学校園	595	交通結節点	600	商業施設	319	公共施設・学校園	301
④	交通結節点	456	交通結節点	525	公共施設・学校園	513	交通結節点	220	商業施設	289
⑤	金融機関	212	金融機関	270	金融機関	203	金融機関	121	金融機関	106
	合 計	4,430	合 計	5,277	合 計	4,627	合 計	2,202	合 計	2,653

集計対象期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日の 174 日間

※居住地が市外の利用を除く

目的地が「自宅」の利用を除く

(6) 目的施設別利用者数（上位 15 施設）

平成 29 年度

単位：人

順位	新宮		龍野東		龍野西		揖保川		御津	
	目的施設	利用者数	目的施設	利用者数	目的施設	利用者数	目的施設	利用者数	目的施設	利用者数
①	西栗栖小学校	1956	龍野中央病院	852	本竜野駅	592	竜野駅	178	市民病院バス停（路線）	1226
②	堀田医院	748	赤とんぼ広場・イオン竜野店	658	赤とんぼ広場・イオン竜野店	495	米花クリニック	130	たつの市民病院	1097
③	播磨新宮駅	619	とくなが病院	408	龍野中央病院	448	信原病院	126	マックスバリュ御津店	417
④	横田医院	296	本竜野駅	397	竜野駅	415	半田コミュニティセンター	115	藤末内科循環器科クリニック	228
⑤	ゴダイドラッグ新宮店	280	マックスバリュ龍野店	253	栗原病院	353	石原歯科医院	109	御津小学校	166
⑥	長谷歯科医院	177	田淵内科医院	236	とくなが病院	321	きしの内科医院	88	植田医院	130
⑦	プチマルシェ新宮店	163	信原病院	161	信原病院	262	赤とんぼ広場・イオン竜野店	77	山本歯科医院（御津）	126
⑧	JA兵庫西新宮支店	159	井上内科医院	159	福祉会館	140	播州信用金庫龍野支店	77	柴田歯科医院	85
⑨	八重垣病院	146	栗原病院	152	宝青院眼科医院	139	うえだハートクリニック	69	龍野中央病院	52
⑩	県立リハビリテーション西播磨病院	138	西はりまクリニック	152	マックスバリュ龍野西店	134	宝青院眼科医院	67	田村歯科医院	50
⑪	新宮総合支所・新宮保健センター	135	小河内科	150	水野クリニック	126	揖保川病院	46	御津保育所	48
⑫	井口歯科医院	126	菅田公民館	138	揖西公民館	113	栗原病院	43	兵庫信用金庫御津支店	46
⑬	新宮ふれあい福祉会館	120	宝青院眼科医院	131	中央公民館	111	揖保川総合支所・揖保川保健センター	43	きのしたペインクリニック	44
⑭	新宮公民館	114	いねいぶる	121	たつの市役所（本庁）	107	キリン堂たつの店	39	御津総合支所・御津公民館	42
⑮	清水内科医院	108	たつの市役所（本庁）	111	米花クリニック	101	マックスバリュ揖保川店	37	龍野体育館	36

集計対象期間：平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 3 月 31 日の 292 日間
 ※居住地が市外の利用を除く

平成 30 年度

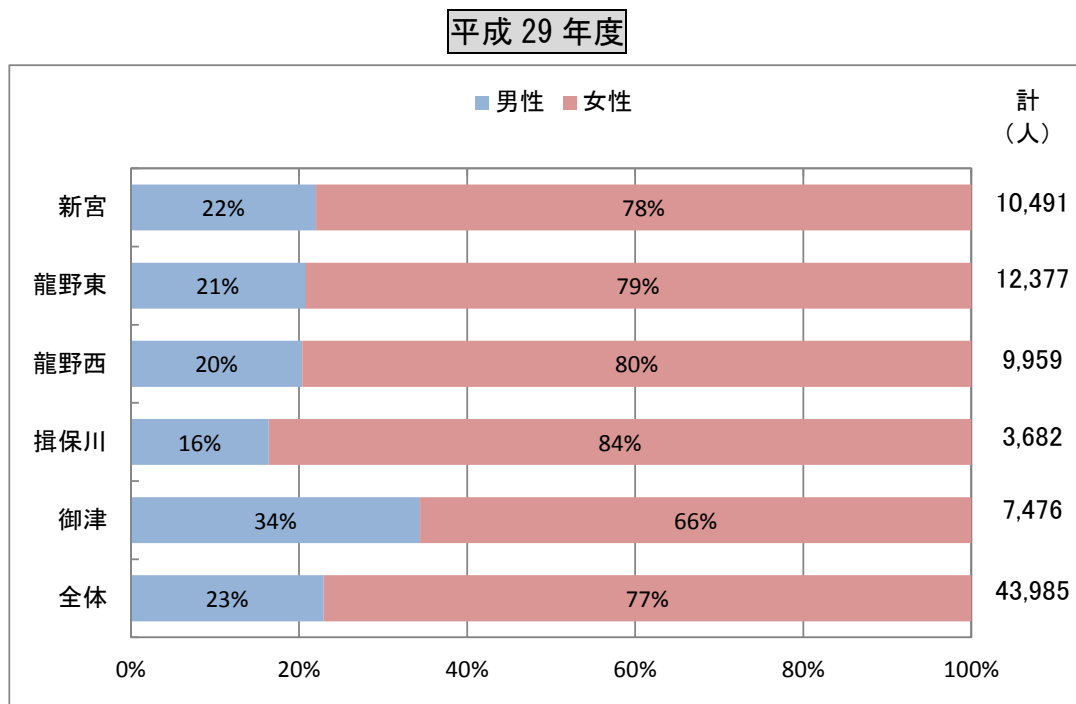
単位：人

順位	新宮		龍野東		龍野西		揖保川		御津	
	目的施設	利用者数	目的施設	利用者数	目的施設	利用者数	目的施設	利用者数	目的施設	利用者数
①	西栗栖小学校	1104	龍野中央病院	578	龍野中央病院	517	米花クリニック	173	たつの市民病院	847
②	堀田医院	441	赤とんぼ広場・イオン竜野店	418	赤とんぼ広場・イオン竜野店	399	信原病院	142	市民病院バス停（路線バス）	558
③	播磨新宮駅	316	とくなが病院	328	信原病院	275	竜野駅	131	マックスバリュ御津店	257
④	横田医院	243	栗原病院	229	本竜野駅	273	揖保川スポーツセンター・文化センター	101	山本歯科医院	127
⑤	プチマルシェ新宮店	227	本竜野駅	210	竜野駅	268	赤とんぼ広場・イオン竜野店	99	藤末内科循環器科クリニック	113
⑥	ゴダイドラッグ新宮店	166	マックスバリュ龍野店	198	栗原病院	200	半田コミュニティセンター	87	御津小学校	96
⑦	龍野中央病院	158	田淵内科医院	169	とくなが病院	141	揖保川病院	81	柴田歯科医院	64
⑧	八重垣病院	149	信原病院	152	マックスバリュ龍野西店	137	きしの内科医院	72	植田医院	52
⑨	新宮公民館	106	西はりまクリニック	151	宝青院眼科医院	108	石原歯科医院	68	道の駅みつ	44
⑩	JA兵庫西新宮支店	96	いねいぶる	127	中央公民館	97	中村医院	65	御津図書館	41
⑪	長谷歯科医院	82	小河内科	121	祇園診療所	88	播州信用金庫龍野支店	64	田村歯科医院	41
⑫	清水内科医院	79	たつの市役所（本庁）	107	米花クリニック	86	宝青院眼科医院	61	兵庫信用金庫御津支店	38
⑬	井口歯科医院	75	竜野駅	106	福祉会館	81	いねいぶる	61	市民病院バス停（コミバス）	35
⑭	県立リハビリテーション西播磨病院	74	井上内科医院	104	山本内科医院	78	マックスバリュ揖保川店	61	きのしたペインクリニック	29
⑮	新宮総合支所・新宮保健センター	74	菅田公民館	89	寺田歯科医院	74	うえだハートクリニック	55	御津総合支所・御津公民館	29

集計対象期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日の 174 日間
 ※居住地が市外の利用を除く

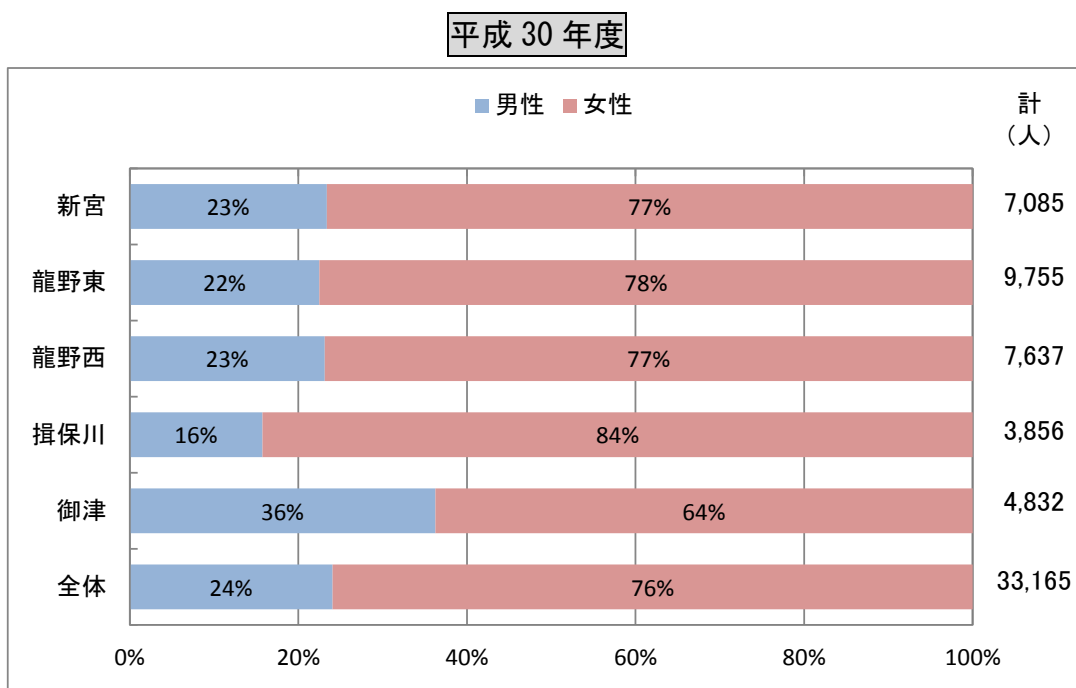
(7) 利用者の個人属性

① 性別



集計対象期間：平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 3 月 31 日の 292 日間

※居住地が市外の利用を除く

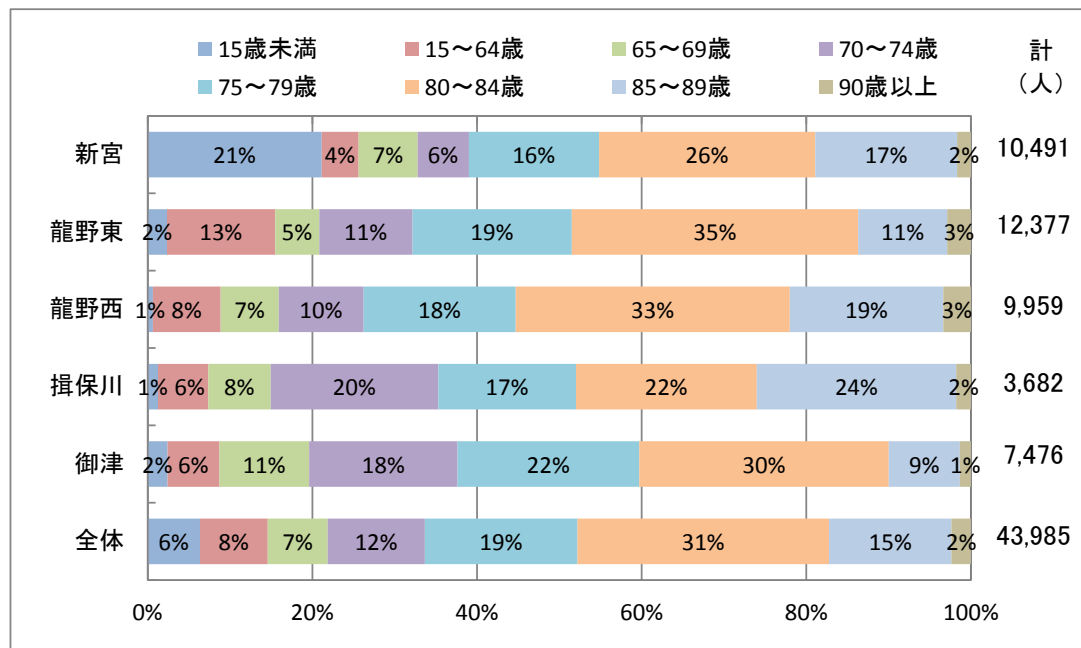


集計対象期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日の 174 日間

※居住地が市外の利用を除く

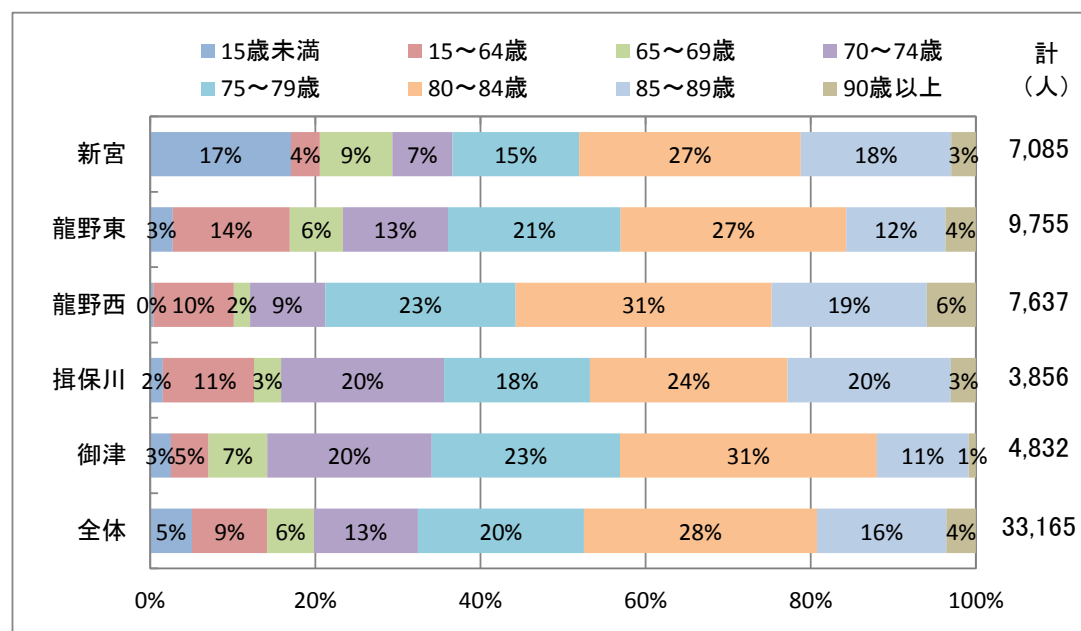
② 年齢

平成 29 年度



集計対象期間：平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 3 月 31 日の 292 日間
 ※居住地が市外の利用を除く

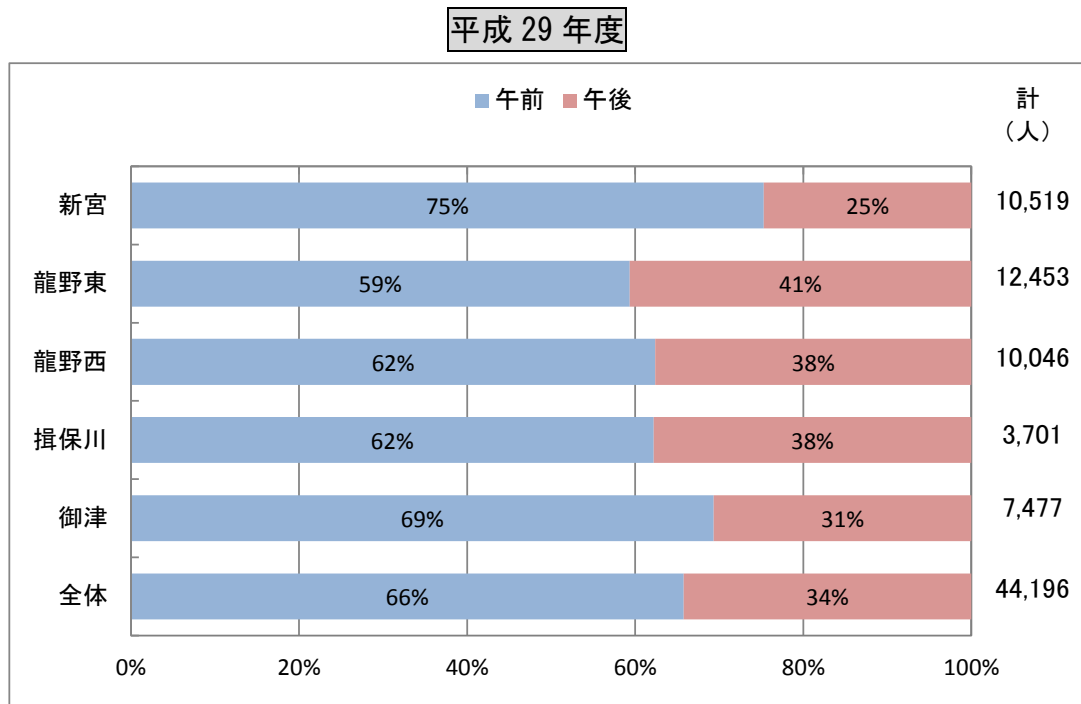
平成 30 年度



集計対象期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日の 174 日間
 ※居住地が市外の利用を除く

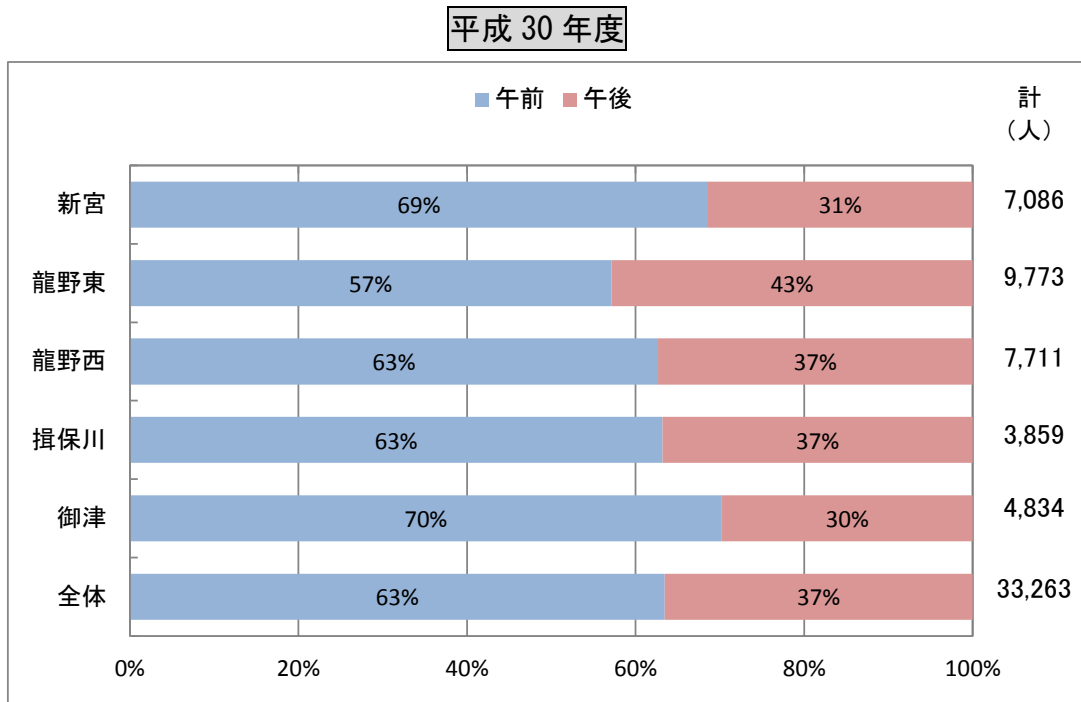
(8) 時間帯別利用状況

① 午前・午後別



集計対象期間：平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 3 月 31 日の 292 日間

※居住地が市外の利用を除く

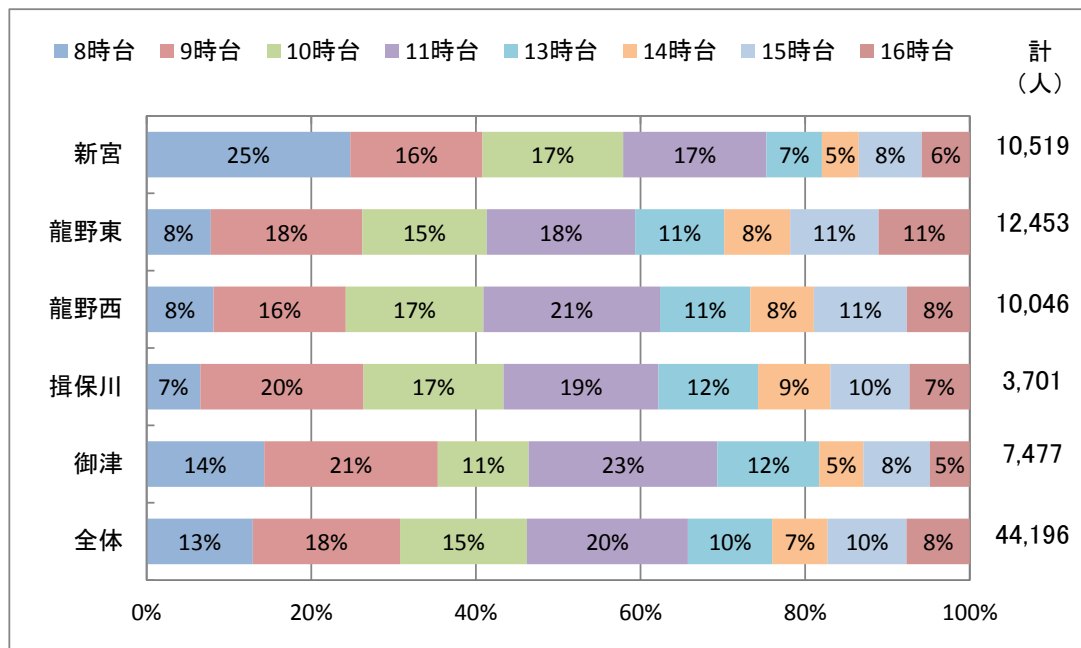


集計対象期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日の 174 日間

※居住地が市外の利用を除く

② 時間帯別

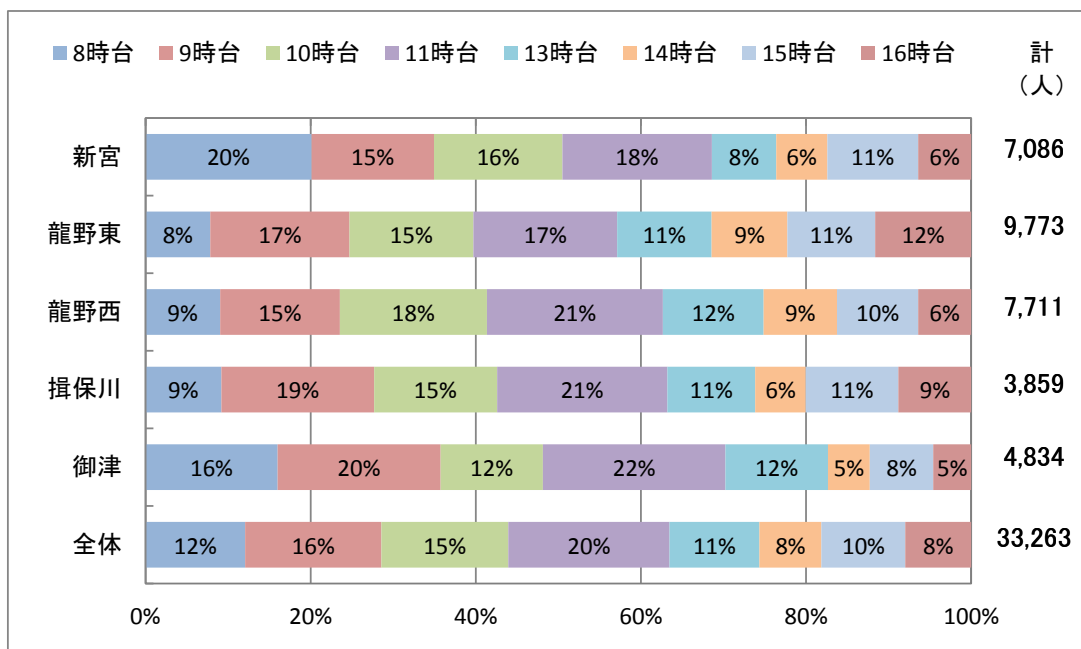
平成 29 年度



集計対象期間：平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 3 月 31 日の 292 日間

※居住地が市外の利用を除く

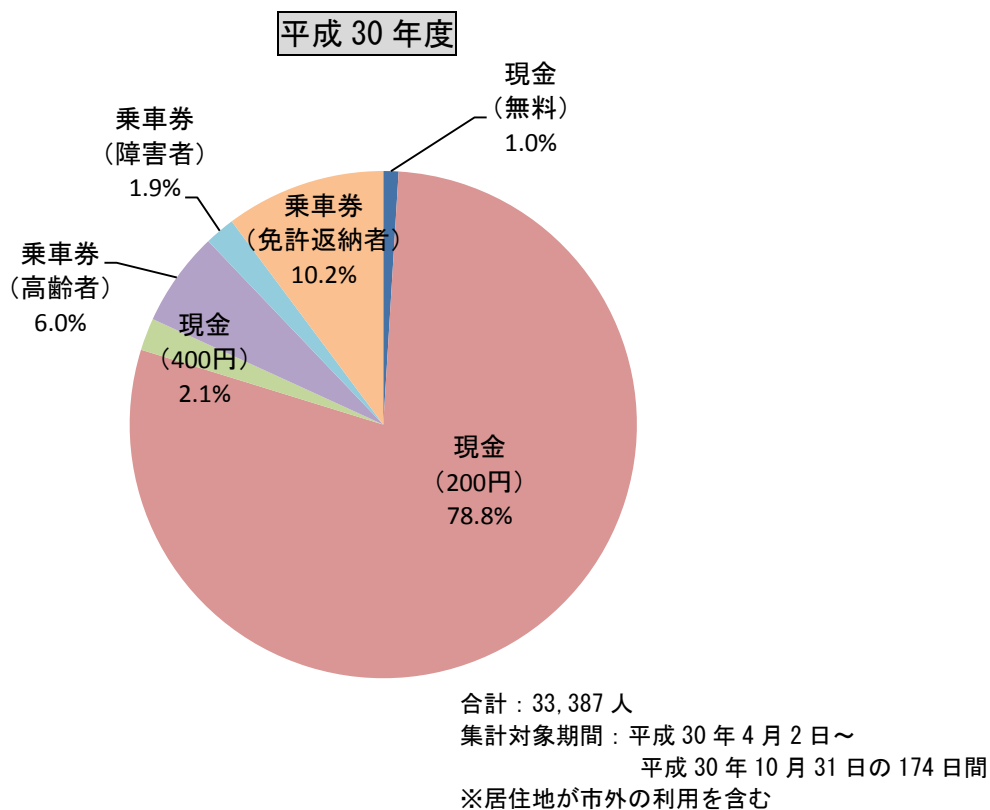
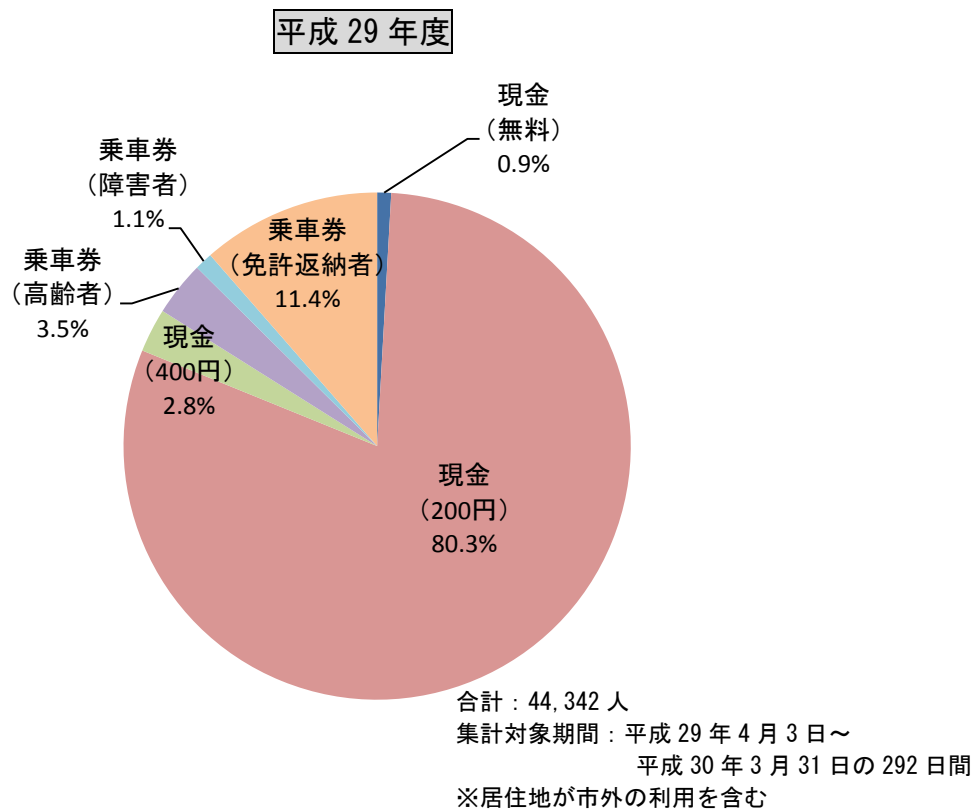
平成 30 年度



集計対象期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日の 174 日間

※居住地が市外の利用を除く

(9) 券種別利用状況



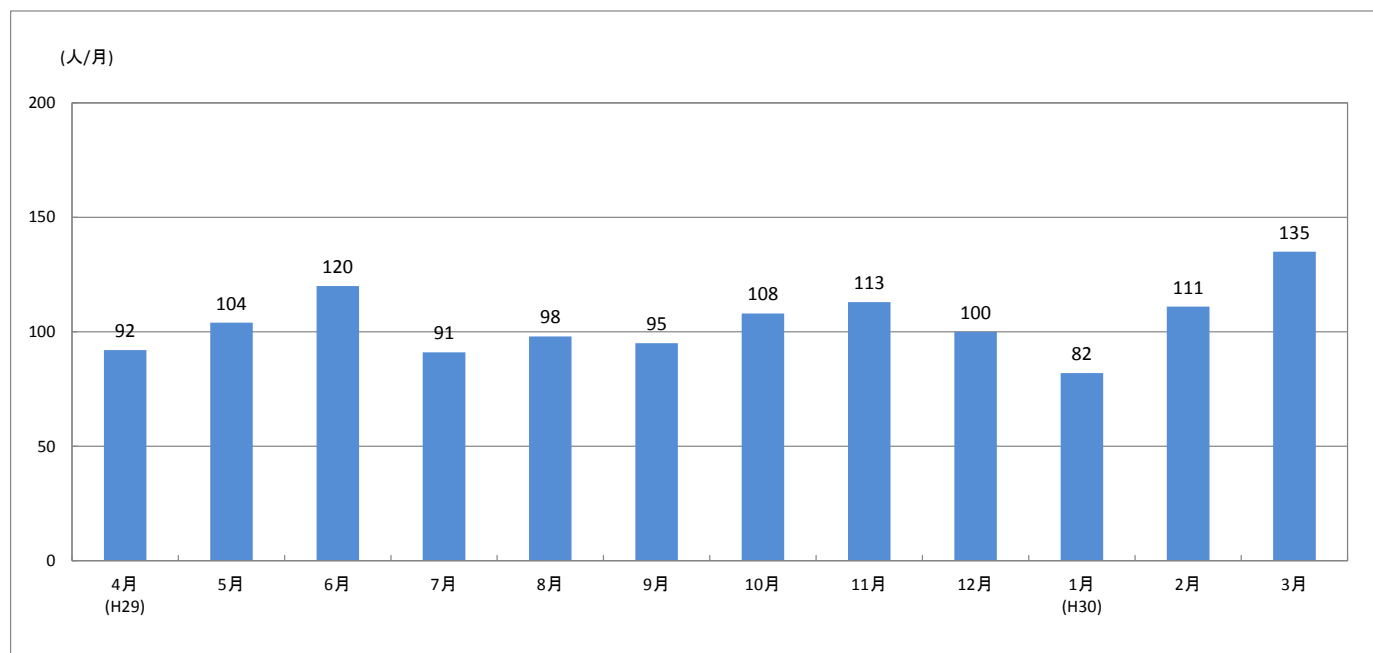
播磨科学公園都市圏域定住自立圏
 圏域バス「てくてくバス」の利用状況について
 （平成 30 年 10 月末時点）

(1) 月別乗車人数

年 月		運行日数 (日)	乗車人数 (人)	1日平均 乗車人数 (人)	1便平均 乗車人数 (人)
H28 (4便)	1月(1/10～)	19	57	3.0	0.8
	2月	23	69	3.0	0.8
	3月	26	87	3.3	0.8
	年度計	68	213	3.1	0.8
H29 (4便)	4月	24	92	3.8	1.0
	5月	24	104	4.3	1.1
	6月	26	120	4.6	1.2
	7月	25	91	3.6	0.9
	8月	26	98	3.8	0.9
	9月	24	95	4.0	1.0
	10月	25	108	4.3	1.1
	11月	24	113	4.7	1.2
	12月	23	100	4.3	1.1
	1月	23	82	3.6	0.9
	2月	23	111	4.8	1.2
	3月	26	135	5.2	1.3
	年度計	293	1,249	4.3	1.1
H30 (5便)	4月	24	114	4.8	1.0
	5月	24	124	5.2	1.0
	6月	26	120	4.6	0.9
	7月	25	109	4.4	0.9
	8月	26	175	6.7	1.3
	9月	23	105	4.6	0.9
	10月	26	180	6.9	1.4
	年度計	174	927	5.3	1.1

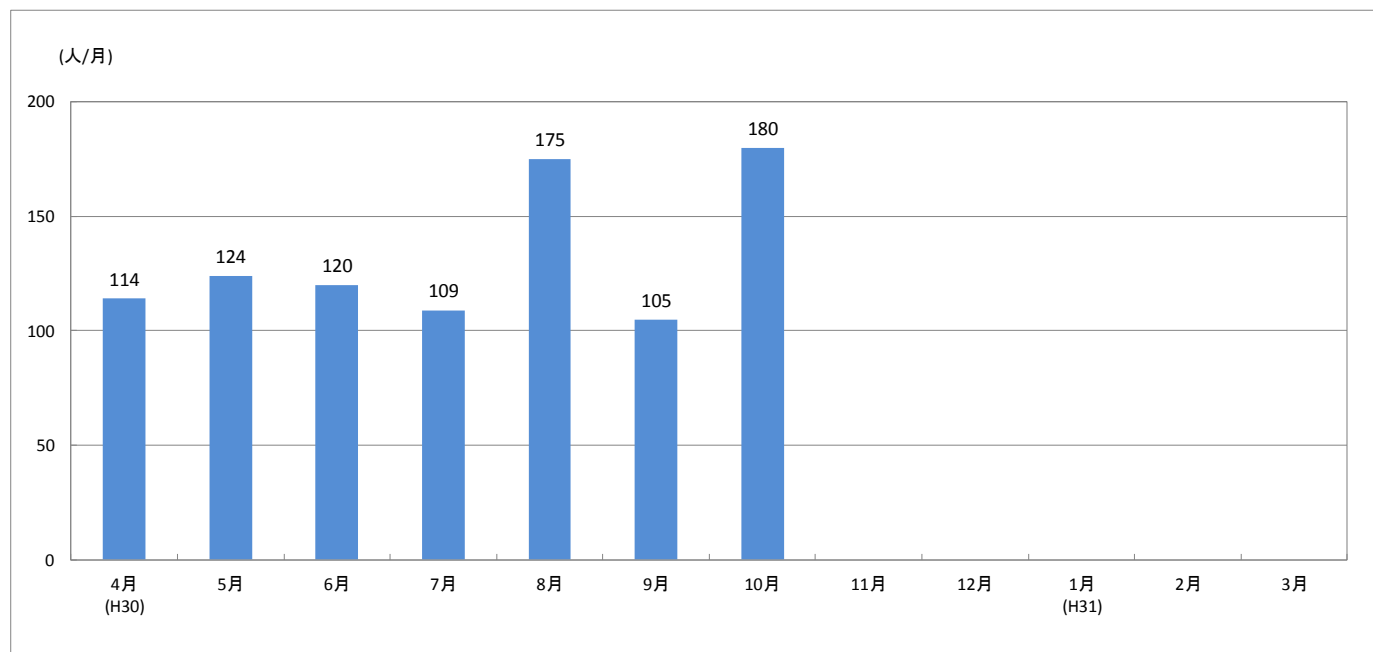
(2) 月別乗車人数の推移

平成 29 年度



集計対象期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の 293 日間

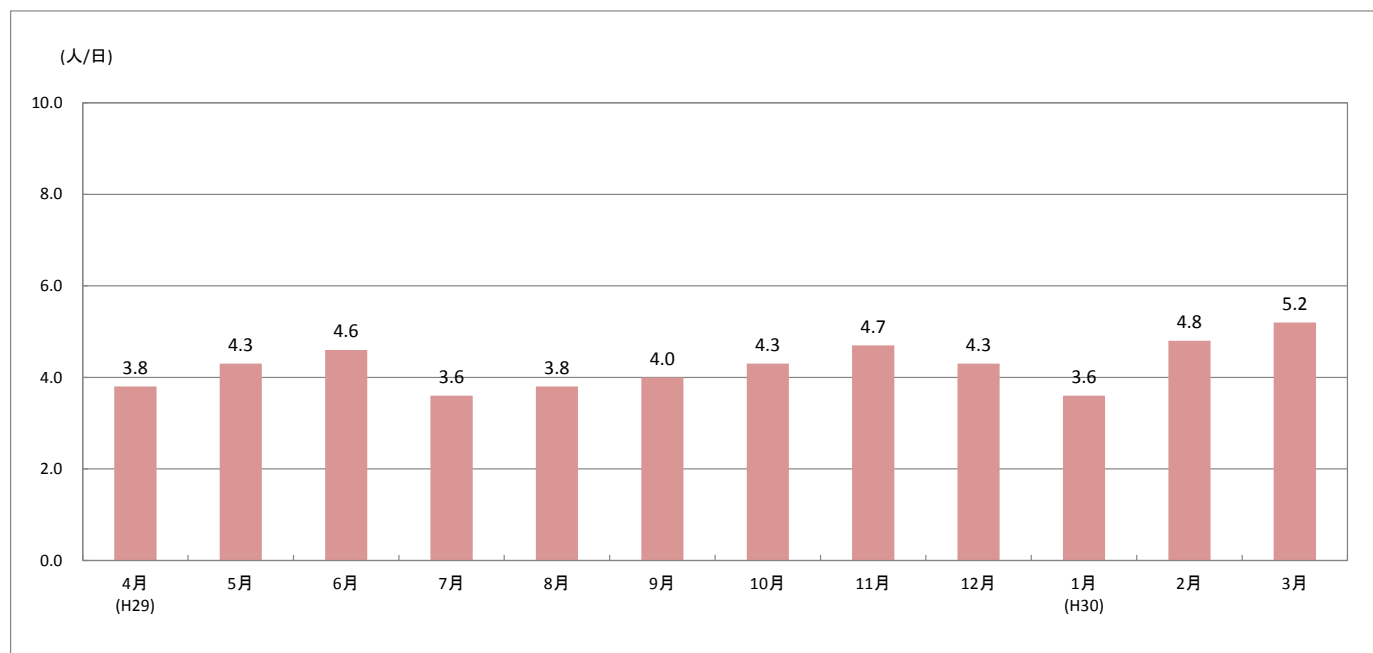
平成 30 年度



集計対象期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日の 174 日間

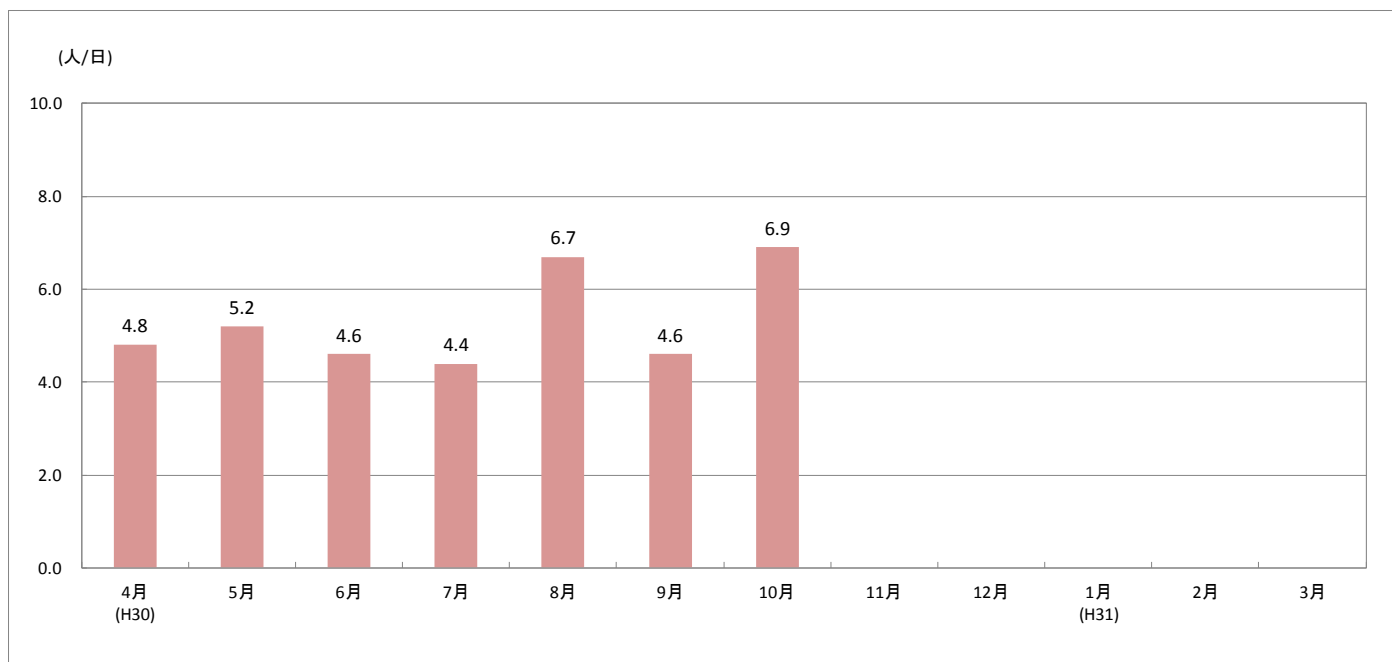
(3) 月別 1 日平均乗車人数の推移

平成 29 年度



集計対象期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の 293 日間

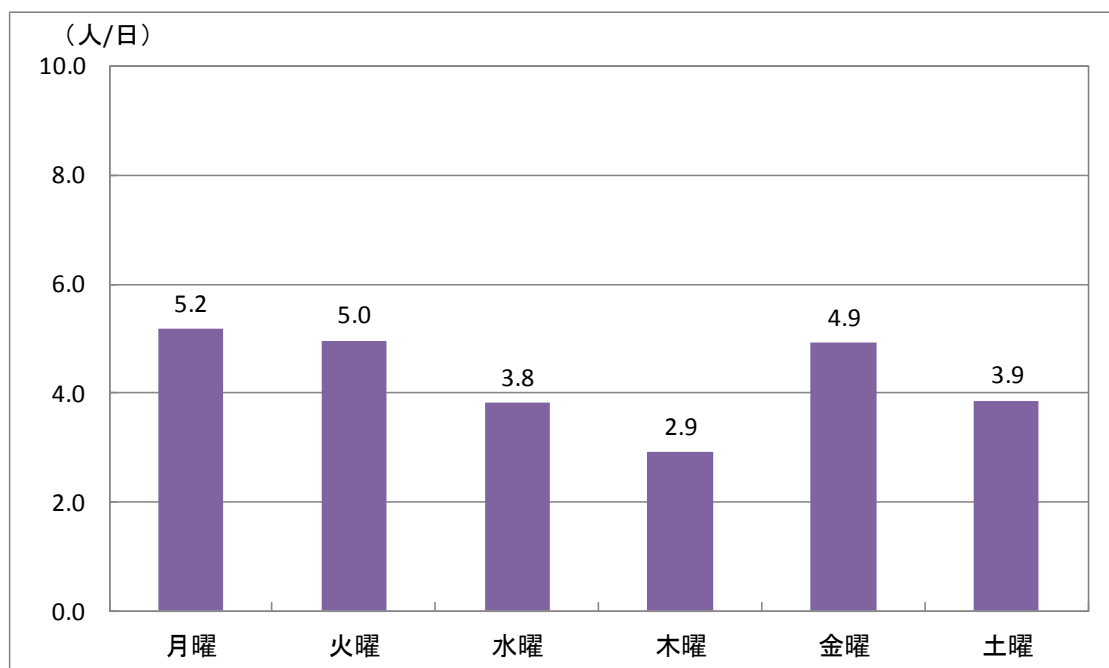
平成 30 年度



集計対象期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日の 174 日間

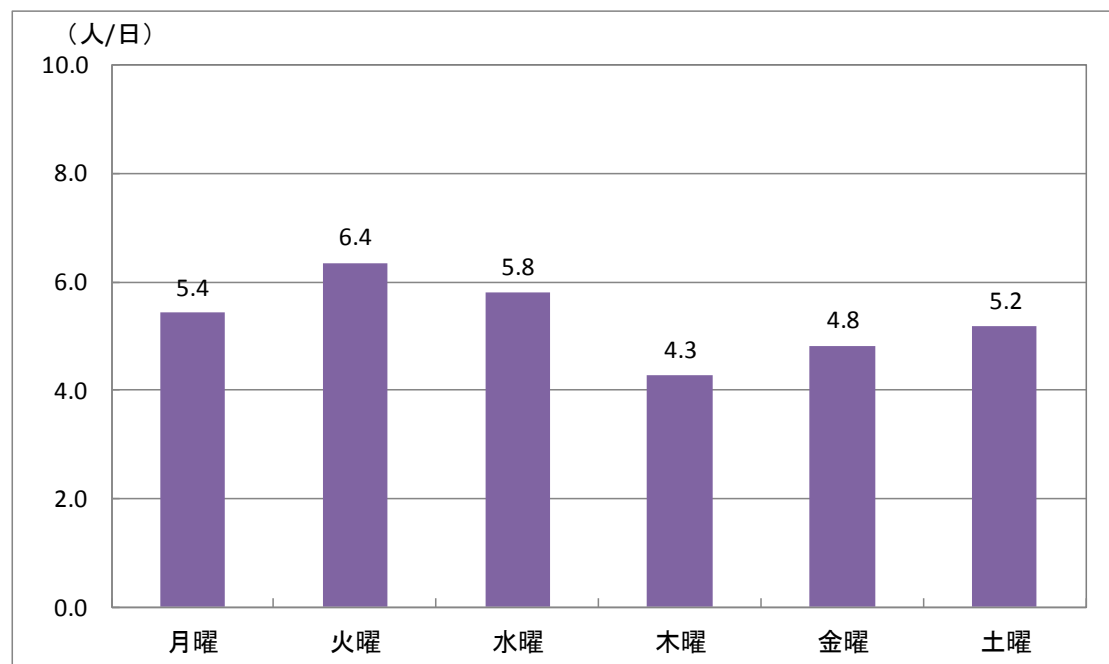
(4) 曜日別 1 日当たり利用者数

平成 29 年度



集計対象期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の 293 日間

平成 30 年度



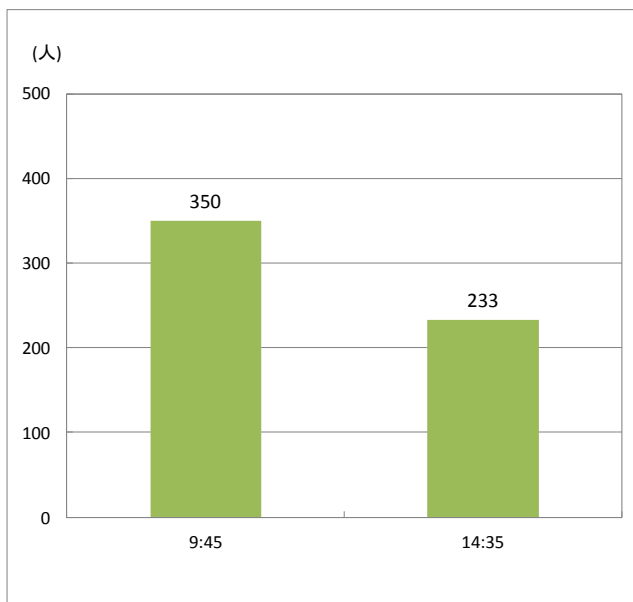
集計対象期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日の 174 日間

(4) 便別乗車人数

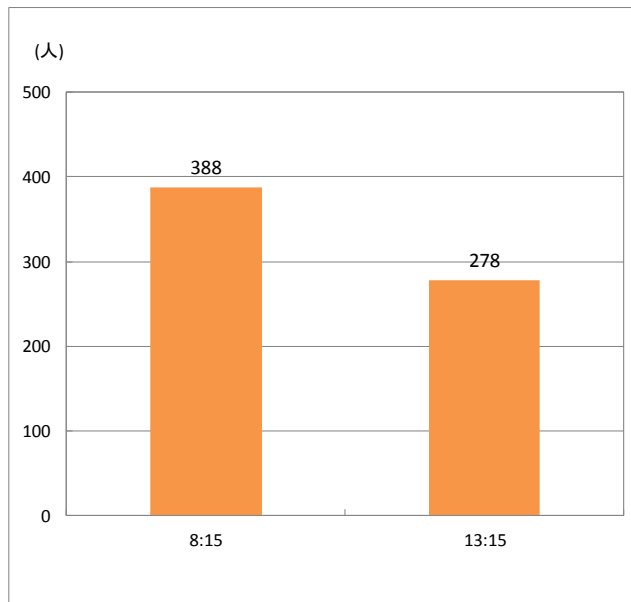
【 便別乗車人数 】

平成 29 年度

(播磨新宮駅 ⇒ 上郡駅)



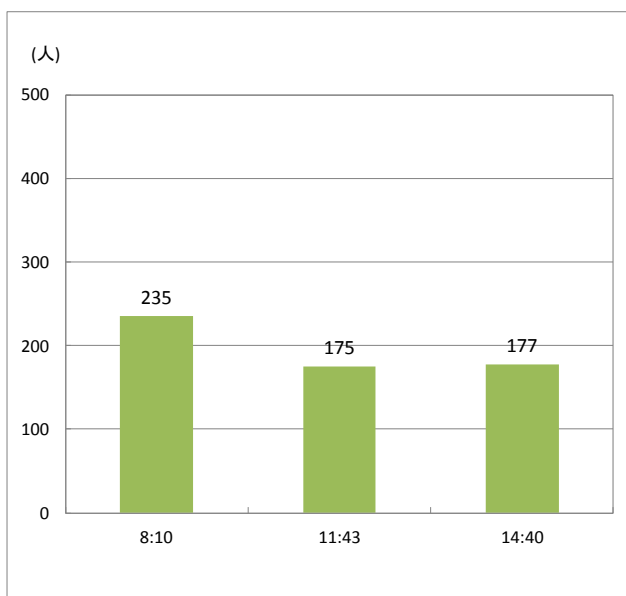
(上郡駅 ⇒ 播磨新宮駅)



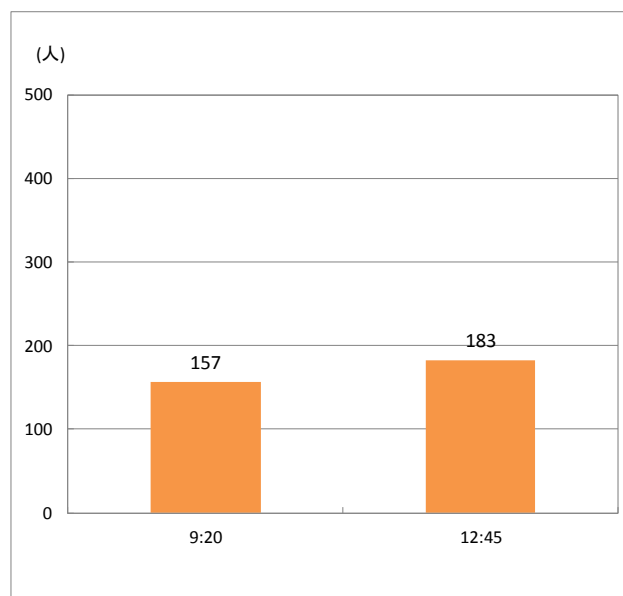
集計対象期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の 293 日間

平成 30 年度

(播磨新宮駅 ⇒ 上郡駅)



(上郡駅 ⇒ 播磨新宮駅)

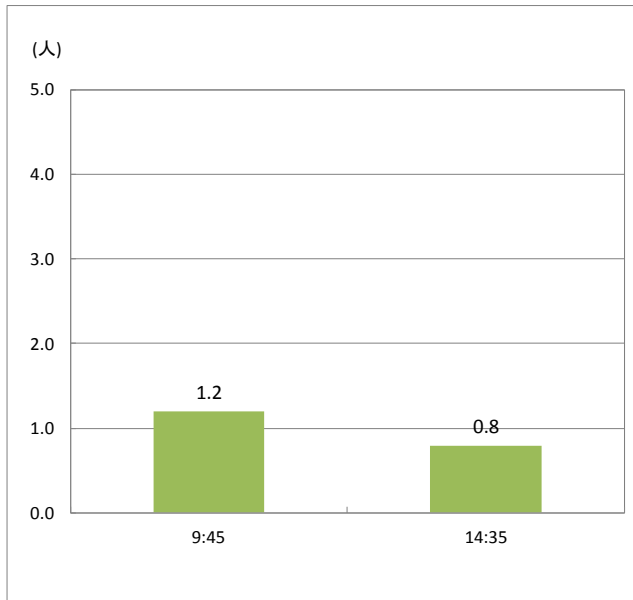


集計対象期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日の 175 日間

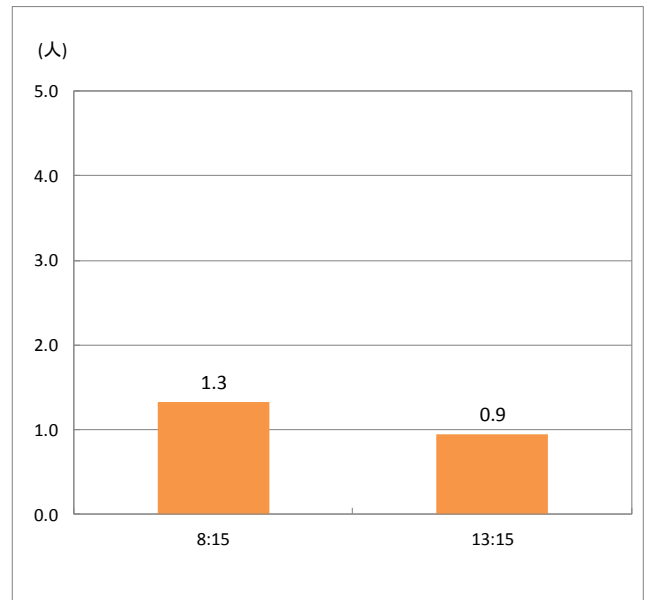
【 1 便平均乗車人数 】

平成 29 年度

(播磨新宮駅 ⇒ 上郡駅)



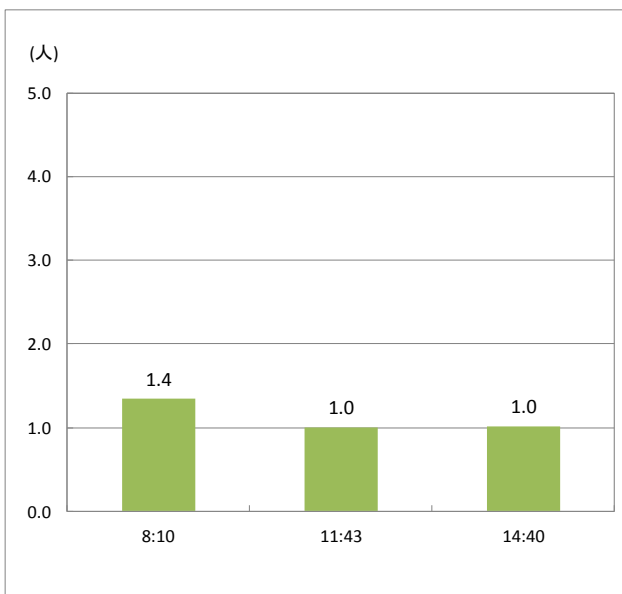
(上郡駅 ⇒ 播磨新宮駅)



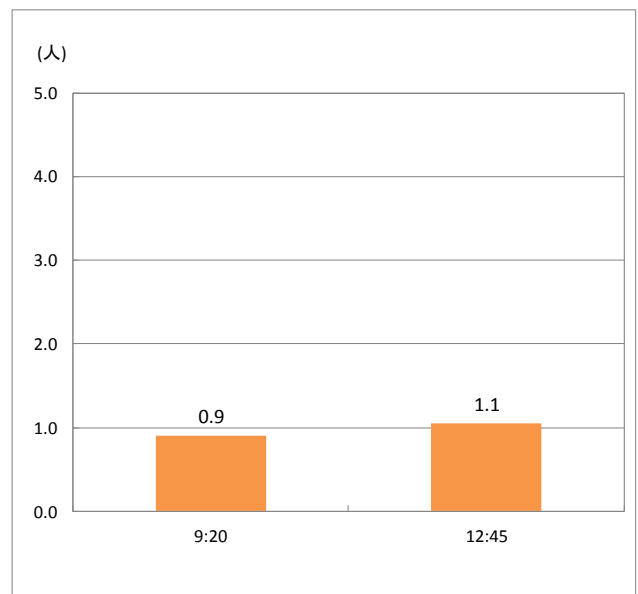
集計対象期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の 293 日間

平成 30 年度

(播磨新宮駅 ⇒ 上郡駅)



(上郡駅 ⇒ 播磨新宮駅)



集計対象期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日の 174 日間

(5) バス停別乗車・降車人数（上位 15 箇所）

平成 29 年度

【乗車バス停】 (人/年)			【降車バス停】 (人/年)		
順位	バス停名	乗車人数	順位	バス停名	降車人数
1	上郡駅	357	1	西播磨総合リハビリセンター	337
2	播磨新宮駅	247	2	上郡駅	287
3	鞍居	170	3	播磨新宮駅	158
4	芝生広場	130	4	芝生広場	101
5	西播磨総合リハビリセンター	113	5	西栗栖駅	73
6	野桑	59	6	鞍居	69
7	上郡橋	28	7	中村口	35
8	野尻	27	8	テクノ中央	30
9	稗田	23	9	野尻	26
10	テクノ中央	21	10	上郡橋	24
11	栄町	14	11	中央公民館前	18
12	尾長谷	13	12	野桑	17
13	小山	11	13	栄町	14
14	中村口	8	14	稗田	13
15	千本駅	6	15	小山	12

集計対象期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の 293 日間

平成 30 年度

【乗車バス停】 (人/年)			【降車バス停】 (人/年)		
順位	バス停名	乗車人数	順位	バス停名	降車人数
1	播磨新宮駅	270	1	上郡駅	271
2	上郡駅	190	2	播磨新宮駅	106
3	中村口	78	3	西播磨総合リハビリセンター	97
4	芝生広場	68	4	芝生広場	89
5	西播磨総合リハビリセンター	67	5	テクノ中央	61
6	テクノ中央	48	6	西栗栖駅	47
7	鞍居	22	7	角亀	30
8	伊加立	19	8	栄町	28
9	野尻	18	9	ふれあいしんぐう	27
10	尾長谷	18	10	上郡橋	25
11	戸谷宮前	17	11	伊加立	23
12	野桑	17	12	中央公民館前	20
13	角亀	15	13	中村口	16
14	西栗栖駅	14	14	鞍居	12
15	上郡橋	13	15	栗町	12

集計対象期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日の 174 日間

播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バス バス停の新設及びダイヤ改正（案）について

播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バス「てくてくバス」について、利用者数の増加を図るため、新たに5つのバス停を増設します。

これに伴い、下記のとおりダイヤを改正します。

バス停の新設とダイヤの改正は平成31年2月1日（金）から実施します。

改正前ダイヤ

播磨新宮駅 ⇒ 播磨科学公園都市 ⇒ 上郡駅			
播磨新宮駅	8:10	11:43	14:40
ふれあいしんぐう	8:12	11:45	14:42
平野	8:14	11:47	14:44
東栗栖小学校	8:15	11:48	14:45
福栖	8:17	11:50	14:47
千本駅	8:20	11:53	14:50
千本	8:21	11:54	14:51
栗町	8:23	11:56	14:53
西栗栖駅	8:27	12:00	14:57
伊加立	8:29	12:02	14:59
角亀	8:31	12:04	15:01
芝生広場	8:35	12:08	15:05
西播磨総合 リハビリセンター	着	8:39	12:12
	発	8:40	12:13
芝生広場	8:44	12:17	15:59
テクノ中央	8:45	12:18	16:00
上郡町内全ての路線バス停留所	～	～	～
上郡駅	9:04	12:37	16:19

上郡駅 ⇒ 播磨科学公園都市 ⇒ 播磨新宮駅		
上郡駅	9:20	12:45
上郡町内全ての路線バス停留所	～	～
テクノ中央	9:39	13:04
芝生広場	9:40	13:05
西播磨総合 リハビリセンター	着	9:44
	発	11:05
芝生広場	11:09	13:49
角亀	11:13	13:53
伊加立	11:15	13:55
西栗栖駅	11:17	13:57
栗町	11:21	14:01
千本	11:23	14:03
千本駅	11:24	14:04
福栖	11:27	14:07
東栗栖小学校	11:29	14:09
平野	11:30	14:10
ふれあいしんぐう	11:32	14:12
播磨新宮駅	11:34	14:14

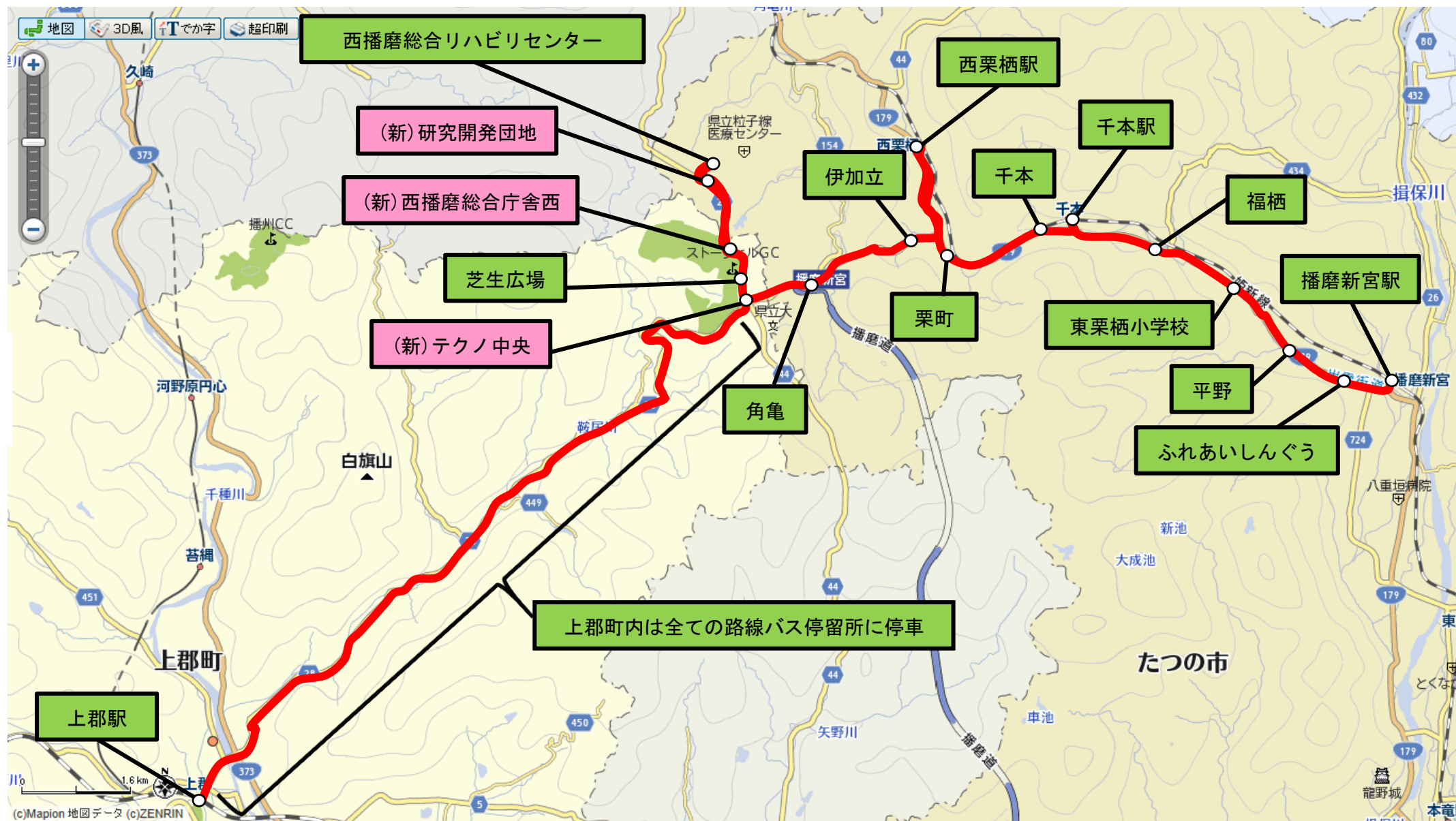
改正後ダイヤ

播磨新宮駅 ⇒ 播磨科学公園都市 ⇒ 上郡駅			
播磨新宮駅	8:10	11:43	14:40
ふれあいしんぐう	8:12	11:45	14:42
平野	8:14	11:47	14:44
東栗栖小学校	8:15	11:48	14:45
福栖	8:17	11:50	14:47
千本駅	8:20	11:53	14:50
千本	8:21	11:54	14:51
栗町	8:23	11:56	14:53
西栗栖駅	8:27	12:00	14:57
伊加立	8:29	12:02	14:59
角亀	8:31	12:04	15:01
(新)テクノ中央	8:34	12:07	15:04
芝生広場	8:35	12:08	15:05
(新)西播磨総合庁舎西	8:35	12:08	15:05
(新)研究開発団地	8:37	12:10	15:07
西播磨総合 リハビリセンター	着	8:39	12:12
	発	8:40	12:13
(新)研究開発団地	8:41	12:14	15:56
(新)西播磨総合庁舎西	8:43	12:16	15:58
芝生広場	8:44	12:17	15:59
テクノ中央	8:45	12:18	16:00
上郡町内全ての路線バス停留所	～	～	～
上郡駅	9:04	12:37	16:19

上郡駅 ⇒ 播磨科学公園都市 ⇒ 播磨新宮駅		
上郡駅	9:20	12:45
上郡町内全ての路線バス停留所	～	～
テクノ中央	9:39	13:04
芝生広場	9:40	13:05
(新)西播磨総合庁舎西	9:40	13:05
(新)研究開発団地	9:42	13:07
西播磨総合 リハビリセンター	着	9:44
	発	11:05
(新)研究開発団地	11:06	13:46
(新)西播磨総合庁舎西	11:08	13:48
芝生広場	11:09	13:49
(新)テクノ中央	11:10	13:50
角亀	11:13	13:53
伊加立	11:15	13:55
西栗栖駅	11:17	13:57
栗町	11:21	14:01
千本	11:23	14:03
千本駅	11:24	14:04
福栖	11:27	14:07
東栗栖小学校	11:29	14:09
平野	11:30	14:10
ふれあいしんぐう	11:32	14:12
播磨新宮駅	11:34	14:14

※赤字は新設するバス停及びダイヤ

播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バス運行ルート及びバス停の新設（案）



たつの市地域公共交通会議規約

(趣旨)

第1条 この規約は、たつの市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織、運営その他交通会議について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づく持続可能な地域公共交通網の形成を図るために必要な事項
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保及びその他旅客の利便性増進並びに地域の事情に即した輸送サービスの実現を図るために必要な事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員25人をもって組織する。

2 委員は、副市長及び別表に掲げる者のうちから市長が任命、又は委嘱する者。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 監事は、第3条第2項に規定する委員のうちから会長が指名する。

5 監事は、交通会議の会計監査を行い、その結果を交通会議において報告する。

(会議)

第6条 交通会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が、その議長となる。

2 交通会議を招集するときは、委員に対し、日時、場所、協議事項等を通知しなければならない。

3 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

4 会長が必要と認めるときは、交通会議の招集を行わず、書面による協議に代えることができる。この場合において、会長は、決定事項を書面により速やかに委員へ報告するものとする。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意

見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(代理出席)

第8条 やむを得ない理由により、交通会議に出席できない委員は、あらかじめ委任状を提出し、又は会長の許可を得て代理人を出席させることができる。

(会議の公開)

第9条 交通会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱い等については十分配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第10条 交通会議の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(議決)

第11条 交通会議の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(協議結果の取扱い)

第12条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその協議結果を尊重しなければならない。

(ワーキンググループ)

第13条 交通会議は、協議又は調査のため必要があると認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、第3条に規定する構成員その他交通会議が必要と認めた者をワーキンググループ委員とすることができる。

3 ワーキンググループは、必要に応じて、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 ワーキンググループは、協議した事項について、交通会議へ報告するものとする。

(事務局)

第14条 交通会議の業務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局はたつの市公共交通担当課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めたものをもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第15条 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(資金)

第16条 交通会議の運営に関する資金は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算)

第17条 会長は、毎会計年度予算を調製し、交通会議の承認を得なければならない。

(決算)

第18条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく決算を調製し、監事の監査に付さなければならない。

2 会長は、第5条第5項の規定により当該監査の報告があった時は、当該監査に付した決算について交通会議の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

第19条 交通会議の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(謝礼)

第20条 交通会議は、委員が会議に出席したときは、謝礼を予算の範囲内で支給することができる。

(交通会議が解散した場合の措置)

第21条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(補則)

第22条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年10月28日から施行する。

(経過措置)

2 最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(会計年度の特例)

3 交通会議の設立された日の属する年度の会計年度については、第15条の規定にかかわらず、設立された日から平成28年3月31日までとする。

別表（第3条関係）

委 員
市民団体又は市民の代表
交通事業者の職員
公益社団法人兵庫県バス協会の代表者又はその指名する者
一般社団法人兵庫県タクシー協会の代表者又はその指名する者
一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
国土交通省近畿運輸局神戸運輸監理部兵庫陸運部長又はその指名する者
国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長又はその指名する者
兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所長又はその指名する者
兵庫県たつの警察署長又はその指名する者
兵庫県の関係行政機関の職員
たつの市の関係機関の職員
その他交通会議の運営に必要と認める者

たつの市地域公共交通会議財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、たつの市地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）第19条の規定に基づき、たつの市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、規約第17条又は第18条の規定により予算又は決算に係る承認を得たときは、当該承認された予算又は決算を速やかにたつの市長に報告しなければならない。

(出納員)

第3条 会長は、交通会議の出納その他会計事務を補助させるため、事務局職員のうちから出納員を命ずるものとする。

2 出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充当)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充当は、たつの市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充当をしたときは、直近の交通会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 会長は、交通会議に属する現金等を、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(収入及び支出の手続)

第7条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続は、たつの市の例により行うものとする。

2 会長又は出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 7 年 1 0 月 2 8 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 委託金	1 委託金	1 委託金
4 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
5 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第 2（第 4 条関係）

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 返還金	1 返還金	1 返還金
4 予備費	1 予備費	1 予備費